

# ディスクロージャー2014

平成25年度 経営情報  
(平成26年3月末現在)



君津信用組合

## も く じ

ごあいさつ	1	預金者別預金残高	20
事業方針	2	貸出金業種別残高	*20
平成 25 年度事業概要	* 2	貸出金種類別平均残高	*21
事業の組織	* 3	貸出金用途別残高	*21
役員一覧	* 3	消費者ローン・住宅ローンの残高	21
組合員の推移	4	貸出金償却額	*21
当組合のあゆみ	4	貸出金金利区分別残高	*21
トピックス	5	定期預金種類別残高	*21
店舗一覧	* 5	担保種類別貸出金残高・債務保証見返額	*22
決算関係書類		有価証券種類別残存期間別残高	*22
貸借対照表	* 6	有価証券種類別平均残高	*23
損益計算書	* 7	公共債窓口販売実績	23
剰余金処分計算書	* 7	貸倒引当金の内訳	*23
貸借対照表注記	* 8	リスク管理債権及び同債権に対する保全額	*23
損益計算書注記	*13	金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	◎24
会計監査人の監査報告書	*14	代理貸付残高の内訳	25
代表理事による適正性、有効性の確認	14	経営管理体制（リスク管理体制・法令遵守体制）	*26
粗利益・業務純益	*15	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	*27
受取利息及び支払利息の増減	*15	苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	*29
役務取引の状況	16	パーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）	*31
その他業務収益の内訳	16	犯罪収益移転防止法	41
経費の内訳	16	反社会的勢力排除、金融商品取引法	42
主な経営指標の推移	*17	キャッシュカード偽造・盗難等の補償	43
自己資本の充実の状況	*17	内国為替取扱実績	45
資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	*18	当組合の子会社	45
総資産利益率	*18	主要な事業の内容	*45
総資金利鞘等	*18	手数料一覧	46
1 店舗当りの預金、貸出金残高	18	業務のご案内	47
子会社・子法人等株式及び関連法人等で時価のあるもの	*18	地域密着型金融の取組の状況	49
有価証券の取得価額、時価および評価損益	*19	第 52 期通常総代会のご報告	52
職員 1 人当りの預金、貸出金残高	19	総代会の仕組と役割	53
預貸率及び預証率	*19	総代のご紹介	55
預金種目別平均残高	*19	役員等の報酬体系	56
財形貯蓄残高	19	地域貢献プログラム	57
		振り込め詐欺防止への取り組み	61

\* 印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」

◎ 印は「金融再生法」で規定されております法定開示項目です。

商品有価証券、オフバランス取引の状況、先物取引の時価情報、オプション取引の時価情報、外国為替取扱高、公共債ディーリング実績については取扱または残高はございません。

ごあいさつ

組合員の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 25 年度は、安倍内閣による、「大胆な金融政策」や「機動的な財政政策」の効果により、為替の円安方向への動きや株価の上昇、生産・雇用の回復などを背景に経済は持ち直しに転じました。特徴は、個人消費が景気を牽引したことです。企業部門では、大企業においては、円安や内需の回復を背景に総じて収益・生産ともに持ち直して参りましたが、中小企業においてはその波及は一部に止まっており、また、景気回復局面の初期ということもあり設備投資については様子見の段階です。



地域経済を見ますと、県内の中小企業においても、一部に売上増加など徐々に明るい兆しが見られてきたものの、経済回復の実感はまだ乏しいのが現状です。受注・売上の停滞や減少、企業間の受注競争の激化などが経営課題として挙げられており、加えて、建設・サービス業では人手不足も問題となっています。

しかし、当地域においては、市原市の土地区画整理事業（姉崎駅前、新田・下宿、北五井、八幡宿駅東口）の進捗、圏央道の東金～木更津間の開通による人や物の流れの増加、イオンモール木更津の着工、JR 君津駅前広場（北口）整備事業の本年度完了、富津市浅間山高速バスストップの位置決定、袖ヶ浦駅海側特定土地区画整備事業の進捗、終盤を迎えた JR 袖ヶ浦駅（平成 27 年度完了）・長浦駅（平成 26 年度完了）整備事業、南房総ソーラーパークの開所など、地域に根差した事業が進展しています。更に、国土交通省が発表した 1 月 1 日時点の地価公示価格では、住宅地の県内平均変動率（増加）第一位は君津市の 3.4%、第二位は木更津市の 2.3%、商業地では第一位君津市 3.1%、木更津市は 1.2%で第五位となるなど地価も回復傾向にあります。

当組合では、このような経済環境の中、地域金融の円滑に資するため、事業資金融資への取組みを重点施策として営業してまいりました。中小企業の資金繰り支援とコンサルティング業務に注力する一方、預金は「定期預金プレミアム・チャンス」を推進することで、期末において預金残高 1,155 億円、貸出金残高 703 億円と、預金の純増 17 億円、貸出金の純増 11 億円を見ることができました。収益面では、適正な償却・引当を行った結果、業務純益 2 億 28 百万円、当期純利益 1 億 29 百万円を計上し、市場金利の低下が継続するという厳しい経営環境において、11 期連続で利益計上することができました。更に、不良債権比率は 4.86%まで改善し、自己資本比率はバーゼルⅢを踏まえた新国内基準においても 9.11%を確保しております。

組合員の皆様には、出資配当率を 3.0%とさせていただきます、更なる自己資本の充実を図りたいと考えておりますので、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

当組合は、地域や施設のイベント、アクアライン・マラソンなどのボランティアに積極的に参加することで、身近なところで皆様のお役に立つとともに、これまで通り本業に徹し、地域の金融利便性向上に努め、コンプライアンスを重視した経営をすすめて参りますので、変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 宮澤義夫

## 事業方針

### 基本方針・・・「金融を通じて地域社会に奉仕する」基本理念とします。

お客様と地域の繁栄を第一とし、小口多数主義を基本として地域のより多くの皆様にお取引いただくことにより地域密着化を推進してまいります。

経営方針・・・法令等を遵守することで健全かつ堅実な運営を行います。

- コンプライアンスの遵守に努め、組合員や地域の皆様からの信頼を第一として経営します。
- 人材の育成に努めることで職員の資質向上とモラルの強化を図り、充実した金融機能の提供を目指します。
- 地域に密着したきめ細やかな対応により、皆様より愛される、便利で役に立つ「きみしん」を目指します。

### 〈当組合の26年度の取組み〉

- 当組合は、コンサルティング機能の充実に努め、「事業資金」を中心とした融資推進を行ない資金需要に積極的に対応することで、中小企業の経営改善・体質強化を支援するとともに、成長分野などへの資金供給により、地域の活性に取り組みます。
- 担保・保証に過度に依存しない融資体制の構築と「経営者保証に関するガイドライン」の尊重と遵守に努めます。
- 組織体制のレベルアップ  
内部牽制体制の確立、監査機能の強化、コンプライアンス体制の整備による経営管理態勢の強化に努めます。また、マネジメント・サイクル（PDCA）を繰り返すことによって、業務の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進します。
- 営業活動におけるコンプライアンスの重視  
きみしんの役職員は法令・規程・ルールを守り誠実かつ公正に営業活動を行うことを宣言します。経営陣による指導や様々な研修を通してコンプライアンス意識の高揚に努めます。
- 地域密着型金融の取組みと利用者の利便性向上、ボランティア活動等による地域行事への参加に努めます。

## 平成25年度 事業概要

- 預金・積金  
小口多数主義に徹底し、「定期預金プレミアム・チャンス」を中心に推進いたしました。結果、定期預金の純増は11億43百万円であり期末総預金残高は1,155億31百万円（前期比+17億8百万円）となりました。今後も小口の取引先開拓を推進してまいります。
- 貸出金  
中小・零細企業の事業者や個人金融の円滑化と経営の安定化を目指し、プロパー融資並びに千葉県信用保証協会付融資を含む事業性融資を推進しました。今期は、事業性融資132億82百万円（うち、プロパー新規融資82億11百万円、千葉県信用保証協会付新規融資15億68百万円）の融資実行ができました。結果、今年度も適正な償却引当後の期末総貸出金残高は703億32百万円（前期比+11億59百万円）となりました。今後も、更に地域に密着した金融機関となるよう努めてまいります。
- 損益  
安全で良質な運用資産の確保が厳しい中、役職員一丸となりまして貸出金残高の増加と経営の合理化、効率化による収益基盤の確立に努めました。職員数も最小限にとどめ資産の自己査定を厳正に行い、適正な償却、引当を行いましたところ、当期純利益1億29百万円となりました。なお、業務純益は2億28百万円（コア業務純益2億30百万円）となりました。
- 組合員・出資金  
活力ある組合を維持するため、員外預金の改善に努めたところ、員外預金比率は16.94%（前期比△0.80%）、組合員数は27,729人（前期比+63人）となりました。今後も、地域で多くの信頼を得るために組合員の増加に努めてまいります。また、自己資本比率はパーゼルⅢを踏まえた新国内基準の適用において9.11%となりました。4.0%（国内基準）を大きく上回っており、資産内容の健全性は十分に維持しております。



## 組合員の推移

区分	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末
個人	25,234 人	25,284 人	25,285 人
法人	2,374 人	2,382 人	2,444 人
合計	27,608 人	27,666 人	27,729 人

## 当組合のあゆみ

昭和 37 年 3 月	設立総会
昭和 37 年 5 月	創立（営業開始）
昭和 52 年 6 月	自営コンピューター導入
昭和 56 年 7 月	オンライン稼動
昭和 57 年 2 月	CD機設置
昭和 59 年 8 月	全銀データ通信システム加盟
平成 2 年 4 月	安房信用組合を吸収合併
平成 3 年 5 月	第 3 次オンライン稼動
平成 4 年 6 月	いわね支店新築オープン
平成 4 年 12 月	本店新築オープン
平成 6 年 5 月	大佐和支店新築オープン
平成 10 年 11 月	平川支店新築オープン
平成 11 年 5 月	ポスト第 3 次オンライン稼動
平成 12 年 3 月	デビットカード取扱開始
平成 12 年 4 月	郵便局との ATM 提携
平成 12 年 7 月	インターネットバンキング・モバイルバンキング取扱開始
平成 13 年 12 月	住宅火災保険の窓口販売開始
平成 14 年 6 月	創立 40 周年記念祝賀会
平成 16 年 3 月	証券業務認可（国債窓販業務）
平成 16 年 5 月	アイワイバンク銀行との ATM 利用提携
平成 16 年 6 月	個人向け国債の窓口販売開始
平成 17 年 3 月	きみしん TKC 経営者ローン発売
平成 17 年 7 月	五井ローンセンター開設
平成 18 年 3 月	一時払い終身保険発売
平成 18 年 8 月	かずさジュニアオーケストラ協賛企業参加
平成 18 年 12 月	東太田支店 新設オープン
平成 19 年 2 月	住宅金融支援機構「フラット 35」取扱開始
平成 20 年 1 月	子安支店 新設オープン
平成 20 年 7 月	おまとめローン取扱開始
平成 21 年 2 月	独立行政法人福祉医療機構と協調融資の覚書締結
平成 21 年 4 月	千葉県農業信用基金協会と業務委託契約締結
平成 22 年 1 月	ペイジー「収納サビ入」「国庫金収納サビ入」等取扱開始
平成 22 年 9 月	創立 50 周年記念決起大会開催（山中湖）
平成 22 年 12 月	きみつ少年少女合唱団協賛企業参加
平成 23 年 7 月	創立 50 周年なの花会旅行（明治座観劇等）開催
平成 23 年 10 月	創立 50 周年感謝の集い「加藤登紀子チャリティコンサート」開催
平成 23 年 11 月	五井支店 新設オープン
平成 24 年 5 月	創立 50 周年記念式典 開催
平成 25 年 11 月	「藤原紀香チャリティー講演会・写真展」開催
平成 26 年 2 月	歳入金等の窓口取扱い開始（日本銀行歳入復代理店）

## トピックス

- 平成 25 年 4 月 23 日 創立 50 周年記念プレミアム定期預金抽選会
- 平成 25 年 8 月 25 日 かずさジュニアオーケストラ定期演奏会 協賛
- 平成 25 年 9 月 19 日 「しんくみの日週間」献血運動 実施
- 平成 25 年 10 月 6 日 第 11 回なの花会グラウンド・ゴルフ大会 開催
- 平成 25 年 10 月 第 34 回海外旅行 開催  
「音楽の都ウィーンとドナウの真珠ブダペスト 6 日間」
- 平成 25 年 11 月 17 日 きみしんチャリティー文化事業 2013  
「藤原紀香チャリティー講演会・写真展」開催
- 平成 25 年 12 月 22 日 きみつ少年少女合唱団定期演奏会 後援
- 平成 26 年 2 月 3 日 歳入金等の国庫金窓口取扱い事務 開始（日本銀行歳入復代理店）
- 平成 26 年 3 月 18 日 「君津市青少年相談員連絡協議会」ピーターパンカード寄付
- 平成 26 年 6 月 30 日 第 52 期通常総代会 開催

## 店舗一覧表

平成 26 年 6 月 30 日現在

本部	木更津市潮見 3-3 ☎ 0438 (20) 1122 (代)	天羽支店	富津市湊 374 ☎ 0439 (67) 0522 (代)
本店	木更津市潮見 3-3 ☎ 0438 (20) 1111 (代)	平川支店	袖ヶ浦市横田 32-3 ☎ 0438 (75) 3025 (代)
中央支店	木更津市中央 2-6-5 ☎ 0438 (23) 5151 (代)	ぎおん支店	木更津市祇園 1-1-5 ☎ 0438 (98) 2111 (代)
富津支店	富津市大堀 511-1 ☎ 0439 (87) 0854 (代)	東太田支店	木更津市東太田 4-4-7 ☎ 0438 (97) 1111 (代)
袖ヶ浦支店	袖ヶ浦市蔵波 1939-2 ☎ 0438 (62) 2624 (代)	子安支店	君津市南子安 7-4-12 ☎ 0439 (52) 1511 (代)
君津支店	君津市南久保 1-1-5 ☎ 0439 (55) 5711 (代)	五井支店	市原市更級 1-8-1 ☎ 0436 (24) 3100 (代)
大佐和支店	富津市千種新田 447-8 ☎ 0439 (65) 1051 (代)	館山支店	館山市北条 1815 ☎ 0470 (22) 0708 (代)
いわね支店	木更津市岩根 3-10-15 ☎ 0438 (41) 0344 (代)	鋸南支店	安房郡鋸南町勝山 351-17 ☎ 0470 (55) 3811 (代)

## 貸借対照表

単位：千円

科 目	平成25年3月31日	平成26年3月31日	科 目	平成25年3月31日	平成26年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
現金	4,019,861	4,442,214	預金積金	113,822,586	115,531,047
預け金	39,772,669	37,651,359	当座預金	812,552	985,385
買入金銭債権	16,568	13,263	普通預金	31,761,065	32,248,768
有価証券	2,861,738	5,386,043	貯蓄預金	34,884	33,532
国債	-	1,999,800	通知預金	186,761	137,124
社債	1,094,024	1,420,558	定期預金	78,850,754	79,994,667
株式	7,523	4,060	定期積金	2,123,975	1,916,002
その他の証券	1,760,191	1,961,625	その他の預金	52,592	215,567
貸出金	69,173,201	70,332,551	その他負債	238,981	181,863
割引手形	157,698	121,678	未決済為替借	39,817	27,629
手形貸付	1,828,798	1,286,927	未払費用	95,184	81,023
証書貸付	64,079,300	66,062,388	給付補填備金	2,077	984
当座貸越	3,107,404	2,861,557	未払法人税等	1,502	1,512
その他資産	594,532	513,604	前受収益	10,657	10,106
未決済為替貸	15,843	13,471	払戻未済金	-	-
全信組連出資金	158,000	158,000	職員預り金	38,260	35,337
未収収益	213,728	195,373	その他の負債	51,480	25,270
その他の資産	206,960	146,759	賞与引当金	21,716	41,243
有形固定資産	2,573,067	2,481,863	役員賞与引当金	-	5,900
建物	1,117,307	1,056,616	退職給付引当金	-	-
土地	1,309,713	1,309,713	役員退職慰労引当金	173,975	96,995
建設仮勘定	-	-	債務保証損失引当金	411	39
その他の有形固定資産	146,046	115,533	偶発損失引当金	7,759	536
無形固定資産	14,170	10,464	睡眠預金払戻損失引当金	4,300	3,800
ソフトウェア	10,003	6,297	特別法上の引当金	-	-
その他の無形固定資産	4,166	4,166	債務保証	35,748	31,100
繰延税金資産	580,000	484,293	負債の部合計	114,305,479	115,892,526
債務保証見返	35,748	31,100	(純資産の部)		
貸倒引当金	△ 180,280	△ 161,302	出資金	955,150	960,922
(うち個別貸倒引当金)	△ 151,223	△ 147,799	普通出資金	955,150	960,922
			利益剰余金	4,216,101	4,317,045
			利益準備金	890,817	906,817
			特別積立金	3,170,000	3,250,000
			当期末処分剰余金	155,284	160,228
			組合員勘定合計	5,171,251	5,277,967
			その他有価証券評価差額金	△ 15,453	14,961
			純資産の部合計	5,155,798	5,292,929
資産の部合計	119,461,277	121,185,456	負債及び純資産の部合計	119,461,277	121,185,456



## 貸借対照表 注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては有価証券の種類別に事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、又は、期末月1ヶ月平均に基づいた市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	25年～39年
その他	3年～20年

4. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建資産は主として、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記の直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上したものと、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を合わせて計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次査定を行い、業務監査部が二次査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 6,312百万円であります。

7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成25年3月31日現在）

年金資産の額	320,555百万円
年金財政計算上の給付債務の額	321,338百万円
差引額	△ 782百万円

- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）0.875%

- (3) 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 31,358百万円及び別途積立金 30,576百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当組合

は、当期の計算書類上、特別掛金 19百万円を費用処理しております。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 債務保証損失引当金は、(社)関東年金福祉協会に対する債務保証に係る損失に備えるため、同協会の債務者である住宅ローン借入者の履行状況を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
14. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 20百万円
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 ー百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 3,406百万円

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は 499百万円、延滞債権額は 2,646百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 55百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 182百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った 貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,384百万円あります。なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。

24. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は 121百万円あります。

25. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 4,000百万円

(主に、全国信用協同組合連合会へ為替決済保証金等として差入れたものです)

担保資産に対応する債務 ー百万円

上記のほか、公金取扱いのために現金 2,700千円、預け金 200千円、日本銀行歳入復代理店取引のために預け金 15,700千円を担保提供しております。

26. 出資1口当たりの純資産額は 5,508円17銭です。

27. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣参加によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

#### ② 市場リスクの管理

##### (i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する要綱及び運営要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤役員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

##### (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当組合で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は業務監査部を通じ、常勤役員及び理事会において定期的に報告されております。

##### (iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去2年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、101百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	37,651	37,789	138
(2) 有価証券 その他有価証券	5,386	5,386	-
(3) 貸出金（*1） 貸倒引当金（*2）	70,332 △160		
	70,171	72,290	2,118
金融資産計	113,209	115,465	2,256
(1) 預金積金	115,531	115,431	△99
金融負債計	115,531	115,431	△99

（\*1） 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（\*2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報に

は含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (* 1)	4
組合出資金 (* 2)	162
合 計	166

- (\* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (\* 2) 組合出資金（全信組連出資金等）のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

29. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した株式はありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	うち益
株 式	-百万円	-百万円	-百万円
債 券	2,121	2,099	21
国 債	999	999	0
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	1,121	1,099	21
そ の 他	1,219	1,205	14
小 計	3,340	3,304	35

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	うち損
株 式	4百万円	4百万円	-百万円
債 券	1,298	1,299	1
国 債	999	999	0
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	298	300	1
そ の 他	742	756	14
小 計	2,045	2,060	15
合 計	5,386	5,365	20

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、投資信託について当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「時価が取得価額と比較して50%以上下落した場合」であります。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の価格の推移、格付等を勘案し、著しい下落かどうか検討しております。今期においては著しい下落に該当する有価証券は

ありません。

30. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価格	売却益	売却損
444百万円	69百万円	0百万円

32. 保有目的を変更した有価証券はありません。

33. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	2,100百万円	604百万円	613百万円	102百万円
国債	1,999	-	-	-
地方債	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-
社債	100	604	613	102
その他	600	809	310	140
合計	2,700	1,413	923	242

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,169百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が24,169百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由がある時は、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額することができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	996百万円
その他	127百万円
繰延税金資産小計	1,123百万円
評価性引当額	△633百万円
繰延税金資産合計	490百万円
繰延税金負債合計	5百万円
繰延税金資産の純額	484百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.40%から27.61%となります。この税率変更により、繰延税金資産は4百万円減少し、その他有価証券評価差額金は0.3百万円増加し、法人税等調整額は4百万円増加しております。

## 損益計算書 注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資一口当たりの当期純利益 135円38銭

## 会計監査人の監査報告書

〈下記監査報告書は決算関係書類に対するものです。〉

独立監査人の監査報告書	
	平成26年5月22日
君津信用組合 理事会 御中	
新日本有限責任監査法人	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田村保久 
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 武内清信 
<p>当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、君津信用組合の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。</p> <p>計算書類等に対する経営者の責任 経営者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査意見 当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>利害関係 組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>	
	以上

貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書等の決算関係書類については、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## 代表理事による財務諸表の適正性 有効性の確認

私は、当組合の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第52期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の実効性を確認いたしました。

平成26年6月30日

君津信用組合

理事長

宮澤義夫 

## 粗利益・業務純益

単位：百万円

科 目	平成 24 年度 (51 期)	平成 25 年度(52 期)
資金運用収益	2,299	2,305
資金調達費用	43	39
資金運用 収支	2,255	2,265
役務取引等収益	125	136
役務取引等費用	529	493
役務取引等 収支	△ 403	△ 357
その他業務収益	10	6
その他業務費用	0	1
その他業務 収支	10	4
業 務 粗利益	1,862	1,912
業務粗利益率	1.67%	1.67%
業 務 純 益	214	228

(注) 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業 務 粗 利 益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

## 受取利息及び支払利息の増減

単位：百万円

科 目	平成 24 年度 (51 期)	平成 25 年度(52 期)
受取利息の増減	△ 140	6
支払利息の増減	△ 7	△ 4

## 役務取引の状況

単位：百万円

科 目	平成 24 年度	平成 25 年度
役務取引等収益	125	136
受入為替手数料	57	58
その他の受入手数料	64	74
その他の役務取引等収益	3	3
役務取引等費用	529	493
支払為替手数料	35	37
その他の支払手数料	3	4
その他の役務取引等費用	490	451

## その他業務収益の内訳

単位：百万円

科 目	平成 24 年度	平成 25 年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	4	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	6	6
その他業務収益合計	10	6

## 経費の内訳

単位：百万円

科 目	平成 24 年度	平成 25 年度
人 件 費	1,075	1,114
報酬給料手当	873	865
退職給付費用	79	87
そ の 他	123	162
物 件 費	570	564
事 務 費	246	254
固定資産費	65	66
事 業 費	37	37
人事厚生費	8	10
預金保険料	77	78
そ の 他	135	116
税 金	26	25
経 費 合 計	1,672	1,704

## 主な経営指標の推移

単位：百万円

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
経 常 収 益	3,066	2,806	2,617	2,558	2,507
経 常 利 益	208	312	203	177	229
当 期 純 利 益	152	306	104	124	129
預 金 積 金 残 高	105,822	107,274	111,460	113,822	115,531
貸 出 金 残 高	65,660	66,441	68,001	69,173	70,332
有 価 証 券 残 高	2,937	3,492	3,438	2,861	5,386
総 資 産 額	110,923	112,637	116,812	119,461	121,185
純 資 産 額	4,563	4,828	4,905	5,155	5,292
自己資本比率(単体)	9.94%	10.23%	9.81%	9.31%	9.11%
出 資 総 額	944	948	946	955	960
出 資 総 口 数	944,272 口	948,245 口	946,885 口	955,150 口	960,922 口
出 資 配 当 金	28	28	28	28	28
職 員 数	162 人	166 人	176 人	174 人	171 人

\* 残高計数は期末日現在のものです。出資 1 口の金額は 1,000 円となっています。

## 自己資本の充実の状況

単位：百万円

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度
基本的項目(A)=(B)+(C)+(D)+(E)-(F)-(G)	5,142	平成 25 年度については、『自己資本充実の状況』33 頁をご参照ください。
出 資 金(B)	955	
利益準備金(C)	906	
特別積立金(D)	3,250	
繰越金(当期末残高)(E)	30	
その他有価証券の評価差額金(Δ)(F)	-	
営業権相当額(Δ)(G)	-	
補完的項目対象額(H)=(I)+(J)+(K)	29	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の 45%相当額(I)	-	
一般貸倒引当金(J)	29	
負債性資本調達手段等(K)	-	
補完的項目不算入額(Δ)(L)	-	
補完的項目計(M)=(H)-(L)	29	
控除項目計(N)	-	
自己資本額(O)=(A)+(M)-(N)	5,171	
リスク・アセット等計(P)=(Q)+(R)+(S)	55,516	
資産(オ・パ・ラ)項目(Q)	51,678	
オ・パ・ラ取引等項目(R)	48	
オペショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額(S)	3,788	
単体 Tier 1 比率(A)/(P)	9.26%	
単体自己資本比率(O)/(P)	9.31%	

注) 1. 平成 18 年金融庁告示第 22 号に係る算式に基づいて算出したものです。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 「その他有価証券の評価差額金(Δ)」欄は、平成 26 年 3 月 30 日までの間は平成 24 年金融庁告示第 56 号に基づく特例に従い当該金額を記載しておりません。なお特例を考慮しない場合の金額は平成 24 年度 15 百万円です。

### 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

単位：千円

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	平成 24 年度	111,399,101	2,299,035	2.06%
	平成 25 年度	114,126,062	2,305,654	2.02%
うち貸出金	平成 24 年度	67,623,466	2,090,748	3.09%
	平成 25 年度	68,766,638	2,016,496	2.93%
うち預け金	平成 24 年度	40,089,800	152,180	0.37%
	平成 25 年度	40,475,232	158,450	0.39%
うち有価証券	平成 24 年度	3,509,945	48,981	1.39%
	平成 25 年度	4,711,598	123,733	2.62%
資金調達勘定	平成 24 年度	114,048,379	43,802	0.03%
	平成 25 年度	116,288,204	39,758	0.03%
うち預金積金	平成 24 年度	114,009,608	43,613	0.03%
	平成 25 年度	116,246,644	39,559	0.03%
うち譲渡性預金	平成 24 年度	-	-	-
	平成 25 年度	-	-	-
うち借入金	平成 24 年度	-	-	-
	平成 25 年度	-	-	-

\* 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（24 年度 112,107 千円、平成 25 年度 122,296 千円）を控除して表示しております。

### 総資産利益率

区分	平成 24 年度末	平成 25 年度末
総資産経常利益率	0.14%	0.18%
総資産当期純利益率	0.10%	0.10%

$$\text{総資産経常（当期純）利益率} = \frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$$

### 総資金利鞘等

区分	平成 24 年度末	平成 25 年度末
資金運用利回り (a)	2.06%	2.02%
資金調達原価率 (b)	1.49%	1.49%
総資金利鞘 (a-b)	0.57%	0.53%

### 1 店舗当りの預金及び貸出金残高

単位：百万円

区分	平成 24 年度末	平成 25 年度末
1 店舗当りの預金残高	7,588	7,702
1 店舗当りの貸出金残高	4,611	4,688

### 子会社・子法人等株式及び関連法人等で時価のあるもの

該当なし

## 有価証券、金銭の信託等の取得価格又は契約価格、時価及び評価損益

単位：百万円

区 分		取得価格	時 価	評価損益
有価証券	平成24年度末	2,877	2,861	-
	平成25年度末	5,365	5,386	-

\*金銭信託、デリバティブ等商品の保有はありません。

1.「時価」は「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会：平成11年1月22日）に定める時価に基づいて表示しております。尚、時価のないものについては、帳簿価額で表示しております。

2.評価損益額は、満期保有目的の債券の期末評価損益を表示しております。

## 職員1人当りの預金及び貸出金残高

単位：千円

区 分	平成24年度末	平成25年度末
職員1人当りの預金残高	654,152	675,620
職員1人当りの貸出金残高	397,547	411,301

## 預貸率および預証率

区 分		平成24年度末	平成25年度末
預 貸 率	期中平均	59.31%	59.15%
	期 末	60.77%	60.87%
預 証 率	期中平均	3.07%	4.05%
	期 末	2.51%	4.66%

## 預金種目別平均残高

単位：百万円

種 目	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	33,061	29.00%	34,595	29.76%
定 期 性 預 金	80,785	70.86%	81,478	70.09%
譲 渡 性 預 金	-	-	-	-
そ の 他 の 預 金	163	0.14%	172	0.15%
合 計	114,009	100.00%	116,246	100.00%

## 財形貯蓄残高

単位：百万円

項 目	平成24年度	平成25年度
財形貯蓄残高	189	174

## 預金者別預金残高

単位：百万円

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	102,271	89.85%	102,197	88.45%
法 人	11,550	10.14%	13,333	11.54%
一般法人	10,897	9.57%	12,646	10.94%
金融機関	68	0.05%	81	0.07%
公 金	583	0.51%	605	0.52%
合 計	113,822	100.00%	115,531	100.00%

## 貸出金業種別残高

単位：百万円

業 種 別	平成 24 年度末		平成 25 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	1,437	2.1%	1,450	2.1%
農 業、林 業	317	0.5%	315	0.4%
漁 業	37	0.1%	30	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	640	0.9%	591	0.8%
建 設 業	4,036	5.8%	4,378	6.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	17	0.0%	20	0.0%
情 報 通 信 業	186	0.3%	250	0.4%
運 輸 業、郵 便 業	1,259	1.8%	1,234	1.8%
卸 売 業、小 売 業	3,701	5.4%	3,800	5.4%
金 融 業、保 険 業	112	0.2%	114	0.2%
不 動 産 業	5,516	8.0%	6,584	9.4%
物 品 賃 貸 業	115	0.2%	119	0.2%
学術研究、専門・技術サービス業	1,086	1.6%	1,278	1.8%
宿 泊 業	1,581	2.3%	1,575	2.2%
飲 食 業	1,075	1.6%	1,056	1.5%
生活関連サービス業、娯楽業	1,668	2.4%	1,746	2.5%
教 育、学 習 支 援 業	885	1.3%	979	1.4%
医 療、福 祉	61	0.1%	459	0.7%
そ の 他 サ ー ビ ス	1,386	2.0%	983	1.4%
そ の 他 の 産 業	1,512	2.2%	1,627	2.3%
小 計	26,636	38.5%	28,597	40.7%
地 方 公 共 団 体	1,491	2.2%	1,268	1.8%
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人（住宅・消費・納税資金等）	41,044	59.3%	40,466	57.5%
合 計	69,173	100.0%	70,332	100.0%

\*業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

### 貸出金種類別平均残高

単位：百万円

科 目	平成 24 年度		平成 25 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	106	0.15%	94	0.13%
手 形 貸 付	1,776	2.62%	1,479	2.15%
証 書 貸 付	62,838	92.92%	64,313	93.52%
当 座 貸 越	2,901	4.29%	2,879	4.18%
合 計	67,623	100.00%	68,766	100.00%

### 貸出金使途別残高

単位：百万円

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	25,893	37.43%	25,754	36.62%
設 備 資 金	43,280	62.57%	44,577	63.38%
合 計	69,173	100.00%	70,332	100.00%

### 消費者ローン・住宅ローンの残高

単位：百万円

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	6,321	24.88%	6,065	24.85%
住 宅 ロ ー ン	19,085	75.12%	18,341	75.15%
合 計	25,406	100.00%	24,406	100.00%

### 貸出金償却額

単位：百万円

項 目	平成 24 年度末	平成 25 年度末
貸 出 金 償 却 額	38	21

### 貸出金金利区分別残高

単位：百万円

区 分	平成 24 年度末	平成 25 年度末
固 定 金 利 貸 出	20,320	19,272
変 動 金 利 貸 出	48,852	51,059
合 計	69,173	70,332

### 定期預金種類別残高

単位：百万円

区 分	平成 24 年度末	平成 25 年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	78,844	79,987
変 動 金 利 定 期 預 金	6	6
そ の 他 の 定 期 預 金	-	-
合 計	78,850	79,994

### 担保種類別貸出金残高および債務保証見返額

単位：百万円

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	平成24年度	375	0.5%	-
	平成25年度	394	0.6%	-
有 価 証 券	平成24年度	89	0.1%	-
	平成25年度	84	0.1%	-
動 産	平成24年度	-	-	-
	平成25年度	-	-	-
不 動 産	平成24年度	26,846	38.8%	31
	平成25年度	29,621	42.1%	28
そ の 他	平成24年度	-	-	-
	平成25年度	-	-	-
小 計	平成24年度	27,311	39.4%	31
	平成25年度	30,100	42.8%	28
信用保証協会・信用保険	平成24年度	34,902	50.5%	-
	平成25年度	33,139	47.1%	-
保 証	平成24年度	4,475	6.5%	4
	平成25年度	5,203	7.4%	3
信 用	平成24年度	2,483	3.6%	-
	平成25年度	1,889	2.7%	-
合 計	平成24年度	69,173	100.0%	35
	平成25年度	70,332	100.0%	31

### 有価証券種類別残存期間別残高

単位：百万円

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	平成24年度	-	-	-	-	-	-
	平成25年度	1,999	-	-	-	-	1,999
地 方 債	平成24年度	-	-	-	-	-	-
	平成25年度	-	-	-	-	-	-
短 期 社 債	平成24年度	-	-	-	-	-	-
	平成25年度	-	-	-	-	-	-
社 債	平成24年度	100	389	504	99	-	1,094
	平成25年度	100	604	613	102	-	1,420
株 式	平成24年度	-	-	-	-	7	7
	平成25年度	-	-	-	-	4	4
外 国 証 券	平成24年度	300	1,005	-	91	-	1,397
	平成25年度	500	707	306	139	-	1,653
そ の 他 の 証 券	平成24年度	0	-	360	1	-	362
	平成25年度	99	102	3	0	101	308
合 計	平成24年度	401	1,394	865	192	7	2,861
	平成25年度	2,700	1,413	923	242	105	5,386

### 有価証券種類別平均残高

単位：百万円

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	-	-%	1,556	33.03%
地 方 債	-	-%	-	-%
短 期 社 債	-	-%	-	-%
社 債	1,059	30.17%	1,400	29.73%
株 式	6	0.20%	6	0.13%
外 国 証 券	1,910	54.43%	1,560	33.12%
そ の 他 の 証 券	533	15.20%	188	3.99%
合 計	3,509	100.00%	4,711	100.00%

\* 当組合は商品有価証券を保有しておりません。

### 公共債窓口販売実績

単位：百万円

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度
国債・その他公共債	68	18

### 貸倒引当金の内訳

単位：百万円

種 目	平成 24 年度		平成 25 年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	29	△72	13	△15
個別貸倒引当金	151	△84	147	3
貸倒引当金合計	180	△156	161	△18

\* 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

### リスク管理債権及び同債権に対する保全額

単位：百万円

区分	年度	残高	担保・保証	貸倒引当金	保全率 (%)
		(A)	(B)	(C)	(B+C) / A
破綻先債権	平成 24 年度	532	494	38	100.00%
	平成 25 年度	499	464	35	100.00%
延滞債権	平成 24 年度	2,684	2,561	110	99.51%
	平成 25 年度	2,646	2,508	111	98.97%
3ヶ月以上延滞債権	平成 24 年度	66	65	3	103.03%
	平成 25 年度	55	55	0	100.00%
貸出条件緩和債権	平成 24 年度	271	71	15	31.73%
	平成 25 年度	182	49	1	27.47%
合 計	平成 24 年度	3,555	3,193	168	94.54%
	平成 25 年度	3,384	3,077	147	95.27%

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ。会社更生法等の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ。民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ。破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、ニ。商法の規定による整理開始又は特別精算開始の申立てがあった債務者、ホ。手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

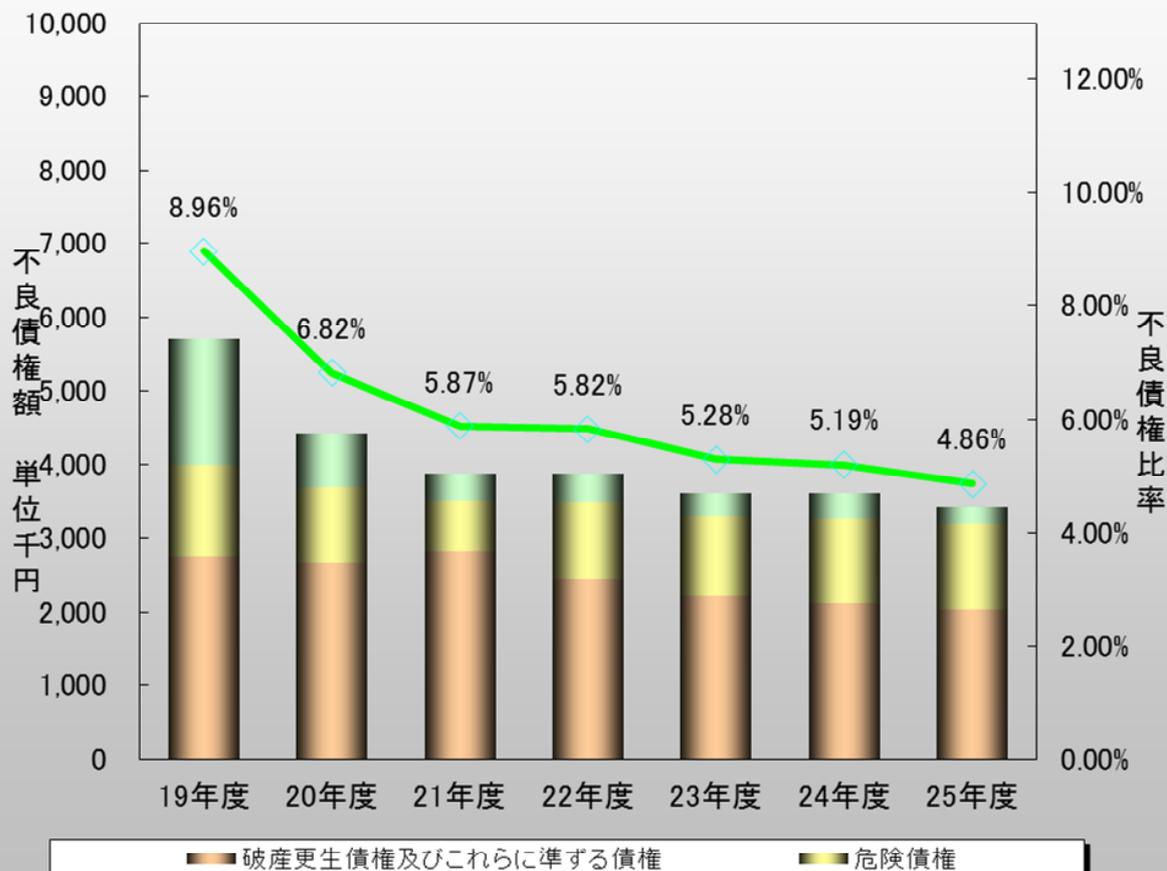
### 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

単位：百万円

区 分		債権額	担保・保証等	貸倒引当金	保全額	保全率	貸倒引当金 引当率
		(A)	(B)	(C)	(D=B+C)	(D)/(A)	(C)/(A-B)
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	平成24年度	2,122	1,997	125	2,122	100.00%	100.00%
	平成25年度	2,040	1,927	112	2,040	100.00%	100.00%
危険債権	平成24年度	1,139	1,069	24	1,094	96.05%	34.29%
	平成25年度	1,146	1,056	34	1,090	95.11%	37.78%
要管理債権	平成24年度	338	137	18	156	46.15%	8.96%
	平成25年度	238	105	1	106	44.54%	0.75%
不良債権 合計	平成24年度	3,599	3,204	169	3,373	93.72%	42.78%
	平成25年度	3,424	3,089	148	3,237	94.54%	44.18%
正常債権	平成24年度	65,732					
	平成25年度	67,051					
合 計	平成24年度	69,332					
	平成25年度	70,475					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理先債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題のない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後（償却後）の計数です。

## 不良債権の状況



## 代理貸付残高の内訳

単位：千円

区分	平成 24 年度末	平成 25 年度末
全国信用協同組合連合会	-	-
(株) 商工組合中央金庫	-	-
(株) 日本政策金融公庫	20,455	15,977
独立行政法人住宅金融支援機構	3,955,901	3,809,480
独立行政法人雇用能力開発機構	-	-
年金資金運用基金	89,466	75,730
独立行政法人福祉医療機構	43,128	42,660
独立行政法人勤労者退職金共済機構	-	-
独立行政法人農林漁業信用基金	-	-
独立行政法人中小企業基盤整備機構	4,410	600
合計	4,113,360	3,944,447

## 1. リスク管理体制

経営の健全性を確保するため、多様化、複雑化した各種リスクに対応できるよう、当組合はリスク管理を重要経営課題として位置づけ、金融自由化時代にふさわしいリスク管理体制の確保に努めております。

なお、当組合は外部監査法人（新日本有限責任監査法人）による会計監査を受けております。

### ●信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないしは消失し損害を被るリスクのことです。

当組合では、審査部と業務部との独立性を保ちつつ、審査体制と営業推進のバランスのとれた営業活動に努めております。

特に不動産担保の調査については、取扱店の調査のほか、審査部の立会い調査を義務付け、より厳格な審査体制をとっております。

また延滞債権や償却・引当については管理課が、資産査定・自己査定については資産査定課が行うよう、独立した体制を構築しています。

### ●事務リスク管理

事務リスクとは、事務処理の過程で役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等により当組合が損失を被るリスクです。

当組合では、常に事務リスクの発生の危険度を把握し、規程・要領等の整備指導を図るとともに厳正な管理に努めています。

### ●システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータのシステムダウンや誤作動、システムの不正利用、開発・運用・防犯・防災・バックアップ体制の不備等により、当組合が信用の毀損又は損失を被るリスクです。

当組合では、システムの安全性および信頼を維持し、情報資産の保護を図るよう努めています。

### ●市場リスク管理

市場リスクとは、金利・価格・為替等の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。

当組合では、ALM（資産負債総合管理）体制に努め、安定的な収益確保とリスクの最少化を目指しております。また、資金繰りに対して支払い準備資金の適正な管理に努め健全な支払準備を行っています。

### ●流動性リスク管理

流動性リスクとは、組合の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」と市場の混乱等により市場において取引できなかったり、通常より著しく不利な価格で取引を余儀なくされることで損失を被る「市場流動性リスク」からなります。

当組合では「流動性リスク管理要領」を制定し、日頃から金融・経済動向の把握や「余資運用規程」に基づく運用を心がけ、リスクを最小限に抑えるよう努めております。

## 2. 法令遵守体制

### ●法令遵守（コンプライアンス）体制について

コンプライアンスとは、金融機関が事故・事件やトラブル等の未然防止を図り、法令等をはじめ内部規程や倫理を含む社会規範すべてにいたるまで、あらゆるルールを厳格に守ることで、お客様の信頼・信用を確固たるものとし、経済・社会に広く貢献していくことを求めるものです。

当組合が地域社会に信頼されるには、高い企業倫理と法令の遵守等社会の一員としてのルールを守ることは当然の責務であり、社会から批判を受けることのないよう努めなければなりません。

当組合では、コンプライアンス統括部署を法務管理課とし、コンプライアンス（法令遵守）に関わる態勢整備や推進等を担当させるとともに、法務リスク全般の管理にあたらせ、各部課店には、コンプライアンス担当者を設置し、日常業務における法令遵守状況を自己点検する体制を確立しており、今後ともコンプライアンス（法令遵守）を経営の重要な課題として取組んでいく方針です。

### ●金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売に際しては、次の事項を遵守して勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の資産運用目的、知識、経験及び財産の状況や当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と金融商品の説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入（契約）は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について誠心誠意説明し十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘、販売を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行ないません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行ないません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行なわれるよう内部管理体制の強化に努めます。

金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口へお問い合わせ下さるようお願い申し上げます。（金融商品とは、預貯金・保険・有価証券等が対象となります。）

## 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

### 1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合の主たるお取引先であります中小零細事業者は、現在、懸命に事業の継続や雇用の維持に努めております。アベノミクスにより個人消費は増加傾向にあるものの景気回復の効果は限定的で、不透明感の増す内外経済のなか、売上げの低迷、競争の激化、人手不足など厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中にあつて、当組合は、相互扶助の理念に基づき、中小零細事業者や生活者に金融利便を提供するための協同組合組織の金融機関として、お取引先の経営実態や特性を踏まえた上で資金供給を行うとともに、お取引先の経営相談や経営指導・経営改善など課題解決に向けた可能な限りの支援を行うことで、当地域において円滑な金融仲介の使命・役割を果たしてまいりました。もとより当組合は、円滑化法施行以前より、通常の業務として、お取引先からの債務の返済猶予や条件変更などの相談に積極的かつ柔軟に対応するとともに、中小零細事業者に対するコンサルティング機能の発揮に全力で取り組んでおり、現在においても、これまで以上にスピード感と使命感を持って、中小企業金融の円滑化に向けてしっかりと取り組んでまいります。

信用組合の強みは、地域に密着して得られる定性情報を活かして融資等の金融ニーズに適時・適切に応じることにあります。今後、さらにこうした強みを発揮していくとともに、お取引先の経営改善・事業再生の取組みを促進するため、外部機関や専門家を積極的に活用するなど、コンサルティング機能の質をより一層高めてまいります。

以上を踏まえ、当組合は、中小零細事業者や生活者の最後の拠り所として、お取引先からの貸付条件の変更等の申込み・相談に迅速かつ適切に対応しつつ、経営支援に向けた取組みを一層強化するなど、中小企業等の金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

### 2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

平成 14 年 4 月に設置した審査部（審査二課）を主管部署として、各営業店に指名した再生支援担当者（主に店長）とが一体となってお取引先の経営支援等に取り組んでおります。更に、コンサルティング機能を補完するために、①千葉県産業振興センターの専門家派遣事業（中小企業診断士等）、②TKC千葉会南総支部所属の税理士等の外部専門家との連携により、経営改善計画の策定・財務改善・事業承継等に取り組んでおります。基本的に審査二課と営業店との協調のもとで取り組んでおります。

平成 25 年 4 月に総合企画部（総合企画課）を新設いたしました。これは当組合が独自でコンサルティング機能を発揮するため 2 年計画で「中小企業診断士」の資格取得を目指し人材の育成に努めてきた結果、平成 24 年 12 月に一名が同試験に合格しました。これを契機とし同課も審査部（審査二課）及び営業店と連携して、お取引先の経営改善・再生・支援に取り組んでおります。

更に平成 24 年度からは認定経営革新等支援機関として、千葉県中小企業支援ネットワーク会議・経営サポート会議等による支援活動や外部専門家・外部機関等との連携にも積極的に取り組んでおります。また、平成 25 年度には、10 月より中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業におけるミラサポの専門家派遣事業、11 月に入会した千葉県ニュービジネス協議会、平成 26 年 2 月には関東経済産業局と金融連携を締結するなど、外部専門家・機関等の活用を適宜拡大するとともに、「中小企業の経営力の向上」「地域経済の活性化」に協力して取り組んでおります。

### 3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

#### (1) 要注意先等のランクアップへの取組および経営相談、経営改善・再生支援

当組合では、地域密着型金融の機能強化の推進において、お取引先の中小零細事業者に対する経営相談、経営改善・再生支援機能の強化、貸出資産の健全性確保等に向けた取組みの体制整備として、審査部（審査二課）と営業店が連携を図り、本部関連部署及び営業店に経営再生支援担当者を配置し支援活動を展開しております。平成25年度は、経営相談、経営改善・再生支援の取組先として「56」のお取引先を選定させていただきました。そして、コンサルティング機能や情報提供機能を適切に発揮していくため、千葉県産業振興センター「専門家派遣事業」の利用促進、及びTKC千葉会南総支部所属の税理士等の外部専門家との連携を積極的に図っております。（専門家派遣制度利用先：5先）その結果、下記の通りの成果を得ることができました。

○ランクアップ 1先 現状維持 54先

## (2) 創業支援の状況

当組合では、創業・新事業についての支援を行っております。

平成25年度一年間で2件のご利用をいただいております。

## (3) 経営改善支援等の取組実績

		(単位:先数)					(単位:%)		
	期初 債務者数	うち 経営改善支 援取組み先 数	$\alpha$ のうち期末 に債務者区分 がランクアップ した先数	$\alpha$ のうち期末 に債務者区分 が変化しな かった先数	$\alpha$ のうち再生 計画を策定し た先数	経営改善支 援取組み率 $\alpha/A$	ランクアップ 率 $\beta/\alpha$	再生計画 策定率 $\delta/\alpha$	
			$\beta$	$\gamma$	$\delta$				
正常先 ①	1348	23		23	0	1.7%		0.0%	
要注意 先									
うちその他 要注意先 ②	210	32	1	30	14	15.2%	3.1%	43.8%	
うち 要管理先 ③	1	1	0	1	1	100.0%	0.0%	100.0%	
破綻懸念先 ④	52	0	0	0	0	0.0%	-	-	
実質破綻先 ⑤	107	0	0	0	0	0.0%	-	-	
破綻先 ⑥	21	0	0	0	0	0.0%	-	-	
小計 (②～⑥の計)	391	33	1	31	15	8.4%	3.0%	45.5%	
合計	1739	56	1	54	15	3.2%	1.8%	26.8%	

(注)・期初債務者数及び債務者区分は25年4月初時点で整理。  
・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。  
・ $\beta$ には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。  
なお、経営改善支援取組み先で期中に完了した債務者は $\alpha$ に含めるものの $\beta$ に含めない。  
・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は $\beta$ に含める。  
・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。  
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。  
・ $\gamma$ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。  
・みなし正常先については正常先の債務者数に計上すること。  
・「再生計画を策定した先数 $\delta$ 」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

## 4. 地域の活性化に関する取組状況

地元の企業や団体主催の行事等への参加並びに積極的なボランティア活動を通して、地域への貢献、活性化に努めています。当組合が行なっているさまざまなボランティア活動の様子については、地域貢献プログラムをご覧ください。

## 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引にかかるご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出下さい。なお、苦情対応等の手続きについては、ホームページでもご紹介しております。 URL【<http://kimishin.jp/>】

\* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

### 当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「君津信用組合お客様相談室」に  
お願いいたします。

### 君津信用組合お客様相談室

住 所 千葉県木更津市潮見 3-3

電話番号 0438-20-1122

受付時間 午前 9 時～午後 5 時

（土日・祝日および金融機関の休業日を除く）



苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合お客様相談室へご相談ください。）

名 称	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1
電話番号	03-3567-2456
受 付 日 時 間	月～金 (祝日及び金融機関休業日を除く) 9 : 00～17 : 00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。



東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合のお客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出下さい。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金 (除祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金 (除祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金 (除祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00

**—当組合は、お客様からのお申し出について、以下の通り金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理体制等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。—**

1. お客様からの苦情等については、本支店又はお客様相談室で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い適切に取り扱いたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続き等の情報を提供いたします。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組めます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、業務監査部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規定等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規定等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

## バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）

バーゼルⅡとは、平成16年6月にバーゼル銀行監督委員会から最終案が公表された金融機関の新しい自己資本比率規制のことです。バーゼルⅡは、第1の柱(最低所要自己資本比率)、第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)、第3の柱(市場規律)から成り立っています。

### ■自己資本の充実の状況【定性的な開示事項】について

#### 1. 自己資本調達手段の概要

自己資本額は、当組合が内部留保として積み立てているものと地域のお客さまによる（普通）出資金にて調達しています。

#### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

地域のお客さまによる（普通）出資金および内部留保による資本の積上げを行うことにより自己資本の充実を図っています。当組合の自己資本比率は、バーゼルⅢを踏まえた新国内基準においても、基準4%を上回る9.11%であり、経営の健全性・安全性を十分保っています。

なお、将来の自己資本充実策は、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じて得られた利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えています。

#### 3. 信用リスク管理に関する項目

『経営管理体制』26頁「信用リスク管理」をご参照下さい。

#### 4. 信用リスクの削除手法に関するリスク管理方針および手続の概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、補完的措置として不動産等担保や信用保証協会による保全措置を講じています。

信用リスクの削除手法として当組合が扱う主要な担保としては預金積金等がありますが、担保に関する手続については当組合が定める事務規程等により適切な事務取り扱いならびに適正な評価・管理を行っております。

#### 5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

派生商品取引および長期決済期間取引は行っておりません。

#### 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引は行っておりません。

#### 7. オペレーショナル・リスクに関する項目

##### (1) リスク管理の方針および手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当組合は、オペレーショナル・リスクについて、組織態勢や管理の仕組みを整備することによりリスクの顕在化の未然防止と縮小に努めております。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しております。(1年間の粗利益×15%を算出し、その直近3年間の平均値をリスク額として、これを12.5倍することによりリスク・アセット額とする手法)

## 8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー

### または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法および手続きの概要

上場株式等時価の把握できるエクスポージャーにかかるリスクの認識については、時価評価等によりリスクを計測し、当組合が抱える市場リスク等の状況を定期的に常勤役員等に報告しております。

非上場株式等時価の把握ができないエクスポージャーについては、当組合が定める運用に関する規程や要領などに基づいて適正に運用・管理に努めています。また、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「金融商品の時価会計処理規程」「時価算定要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

## 9. リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・ R & I (株式会社格付投資情報センター) ・ J C R (株式会社日本格付研究所)
- ・ M o o d y ' s (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
- ・ S & P (スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス)

## 10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### (1)リスク管理の方針および手続きの概要

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義し、その比率を自己資本額の20%以内に抑制することを目安に、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。金利リスク量は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを中心に、再評価法を使用し、過去5年間の金利変動データに基づく金利ショック幅により算出しております。

### (2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算出手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- 1.計測手法・・・再評価法を採用しています。
- 2.対 象・・・リスクの計測対象としている銀行勘定とは、預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の市場金利の影響を受ける資産および負債をいいます。
- 3.金利ショック幅・・・保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセントイル値と99パーセントイル値。
- 4.コア預金・・・コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことをいいます。

当組合では、流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)を対象に、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、のうち最低残高である③を採用し、満期は2.5年に残高全額があると想定して算出しております。

- 5.計測の頻度・・・月次

## ■自己資本の充実の状況【定量的な開示事項】について

### 1. 自己資本の構成に関する事項

平成 24 年度については、『自己資本の充実の状況』17 頁をご参照下さい。

単位：百万円

項 目	平成 25 年度	経過措置による
		不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,249	
うち、出資金及び資本剰余金の額	960	
うち、利益剰余金の額	4,317	
うち、外部流出予定額 (△)	28	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	13	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	13	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,262	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	-	7
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	-	7
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	26
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-

特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連す るものの額	-	-
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連す るものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-	
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,262	
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	54,060	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額 の合計額	△1,737	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシ ング・ライツに係るものを除く。）	7	
うち、繰延税金資産	26	
うち、前払年金費用	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,771	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除し て得た額	3,668	
信用リスク・アセット調整額	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	57,728	
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.11%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 22 号）」が平成 25 年 3 月 8 日に改正され、平成 26 年 3 月 31 日から改正後の告示が適用されたことから、平成 24 年度においては旧告示に基づく開示、平成 25 年度においては新告示に基づく開示を行っております。

なお、当組合は国内基準を採用しております。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計</b>	<b>51,678</b>	<b>2,067</b>	<b>54,060</b>	<b>2,162</b>
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	51,678	2,067	55,796	2,231
(i) ソブリン向け	717	28	706	28
(ii) 金融機関向け	9,054	362	7,982	319
(iii) 法人等向け	12,052	482	13,491	539
(iv) 中小企業等・個人向け	12,560	502	11,879	475
(v) 抵当権付住宅ローン	8,310	332	8,204	328
(vi) 不動産取得等事業向け	1,483	59	2,728	109
(vii) 三月以上延滞等	1,252	50	1,175	47
(viii) 出資等	-	-	32	1
出資等のエクスポージャー			32	1
重要な出資のエクスポージャー			-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			3,006	120
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			158	6
(xi) その他（オフ・バランス含む）	6,247	249	6,432	257
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			33	1
④ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△1,771	△70
⑤ CVA リスク相当額を8%で除して得た額			1	0
⑥ 中央清算機関関連エクスポージャー			-	-
<b>ロ. オペレーショナル・リスク</b>	<b>3,788</b>	<b>151</b>	<b>3,668</b>	<b>146</b>
<b>ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）</b>	<b>55,467</b>	<b>2,218</b>	<b>57,728</b>	<b>2,309</b>

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している

債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーの事です。

5. 「その他」とは、(i)～(vii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には固定資産、投資信託等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

### 3. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)

単位：百万円

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
国内	118,263	119,710	69,358	70,518	1,451	3,703	-	-	1,784	1,684
国外	1,389	1,657	-	-	1,389	1,657	-	-	-	-
地域別合計	119,652	121,368	69,358	70,518	2,840	5,361	-	-	1,784	1,684
製造業	1,804	1,710	1,603	1,606	199	103	-	-	168	174
農業・林業	457	436	457	436	-	-	-	-	121	112
漁業	196	180	196	180	-	-	-	-	-	-
建設業	5,957	6,188	5,957	6,188	-	-	-	-	237	219
金融業、保険業	42,463	41,110	158	160	2,279	3,055	-	-	-	-
卸売業、小売業	4,340	4,381	4,337	4,381	-	-	-	-	188	184
不動産業	16,187	16,675	16,187	16,675	-	-	-	-	334	313
運輸業、郵便業	1,435	1,429	1,435	1,429	-	-	-	-	-	-
情報通信業	235	262	234	262	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	124	148	124	148	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	661	599	661	599	-	-	-	-	275	259
各種サービス	9,617	9,999	9,616	9,998	-	-	-	-	274	267
その他の産業	10,234	10,384	2,501	2,633	360	180	-	-	12	12
国・地方公共団体等	1,547	3,316	1,496	1,273	-	2,021	-	-	-	-
個人	24,389	24,545	24,389	24,545	-	-	-	-	171	140
業種別合計	119,652	121,368	69,358	70,518	2,840	5,361	-	-	1,784	1,684
1年以下	32,949	18,582	5,151	4,708	400	2,698	-	-		
1年超3年以下	10,408	16,368	4,288	4,366	1,084	998	-	-		
3年超5年以下	9,560	17,252	7,259	7,836	301	402	-	-		
5年超7年以下	7,303	7,455	5,926	7,047	360	408	-	-		
7年超10年以下	8,118	5,360	6,617	4,857	500	503	-	-		
10年超	35,921	39,857	35,728	37,607	192	249	-	-		
期間の定めのないもの	15,391	16,491	4,386	4,095	-	99	-	-		
残存期間別合計	119,652	121,368	69,358	70,518	2,840	5,361	-	-		

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バラ

ンス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているものに係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の業種区分の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、投資信託等の資産が含まれています。
4. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 上記の残存期間区分の「期間の定めのないもの」は、期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、出資金、固定資産、株式等の資産が含まれます。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単位：百万円

		期首残高	当期増加高	当期減少高		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成 24 年度	101	29	-	101	29
	平成 25 年度	29	13	-	29	13
個別貸倒引当金	平成 24 年度	235	151	80	154	151
	平成 25 年度	151	147	9	142	147
合 計	平成 24 年度	336	180	80	256	180
	平成 25 年度	180	161	9	171	161

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

単位：百万円

業 種 区 分	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	当期増減額		期末残高		24年度	25年度
	24年度	25年度	24年度	25年度		
製 造 業	△5	0	10	10	-	-
農 業 ・ 林 業	△1	0	8	8	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	△1	9	25	35	1	0
金 融 業 、 保 険 業	-	-	-	-	-	-
卸 売 業 、 小 売 業	0	△1	15	14	2	0
不 動 産 業	△3	0	4	4	7	4
運 輸 業 、 郵 便 業	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	3	△1	3	1	-	-
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	4	△3	33	30	8	9
各 種 サ ー ビ ス	△55	△3	28	24	18	3
そ の 他 の 産 業	-	-	0	0	-	-
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	-	-	-	-	-	-
個 人	△24	△2	20	17	1	2
合 計	△84	△3	151	147	38	21

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

## (4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位：百万円

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成 24 年度		平成 25 年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	8,124	-	9,745
10%	-	5,414	-	5,348
20%	796	40,916	2,211	38,696
35%	-	23,742	-	23,439
50%	2,614	1,197	1,554	1,174
75%	-	15,634	-	15,158
100%	99	20,817	103	23,650
150%	-	293	-	285
250%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他				
合計	3,510	116,142	3,870	117,497

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成 24 年度は資本控除した額、平成 25 年度はリスク・ウェイト 1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

**4. 信用リスク削減手法に関する事項**

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位：百万円

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	24 年度	25 年度	24 年度	25 年度	24 年度	25 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	414	395	2,450	2,167	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成 18 年金融庁告示第 22 号）第 45 条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第 46 条（株式会社企業再生支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

**5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項**

該当ございません。

**6. 証券化エクスポージャーに関する事項**

該当ございません。

## 7. 出資等エクスポージャーに関する事項

### (1) 貸借対照表計上額及び時価等

単位：百万円

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	3	3	-	-
非上場株式等	524	-	197	-
合 計	528	3	197	-

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

### (2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位：百万円

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度
売 却 益	4	1
売 却 損	-	-
償 却	-	-

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）にかかる売買損益等は含まれておりません。なお、損益計算書における損益の額を記載しております。

### (3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

単位：百万円

	平成 24 年度	平成 25 年度
評 価 損 益	△15	14

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

### (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

## 8. 金利リスクに関する事項

単位：百万円

	平成 24 年度	平成 25 年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利 ショックに対する損益・経済価値の増減額	26	101
自己資本に占める金利リスクの割合	0.51%	1.91%

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、パーセンタイル値を金利ショックとして金利リスクを算出しております。

## 自己資本調達手段の概要

### ■自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	君津信用組合		
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資	期限付劣後ローン
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	960 百万円	一百万円	一百万円
償還期限	—	—	平成一年一月一日
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—	発行日（平成一年一月一日）より一年が経過した日以降の最初の利息支払日に残高の全部又は一部を償還可能

### 《高齢者の見守り事業に協力しています》



館山市、南房総市と「高齢者見守り事業協力に関する協定」を締結し、地域高齢者の安否などの異常を早期に発見して対応するネットワークに参加いたしました。

左記は、平成 25 年 11 月 22 日付『房日新聞』の記事です。

## 犯罪収益移転防止法

### 犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に伴うお取引時の確認についてのご協力のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化することを目的として「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正され、これまで信用組合では、口座開設等の際、お客様の氏名、住所、生年月日等について確認させていただいておりますが、平成25年4月1日から、取引を行う目的や職業・事業内容等についてもあわせて確認（取引時確認）させていただくこととなりました。

何卒、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

お客さまへの確認（取引時確認）が必要な主なお取引

- ① 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ② 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ③ 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- ④ 融資取引 等

これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

お客さまに確認させていただく事項（◎：平成25年4月1日からの追加確認事項）

確認事項		主な確認書類（原本をお持ちください）
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日	○運転免許証 ○旅券（パスポート） ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康保険証 ○在留カード ○住民基本台帳カード（写真付）等
	◎職業・取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
	（ご本人以外の方が来店された場合） 来店された方の氏名・住所・生年月日等	○運転免許証 ○旅券（パスポート） ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康保険証 ○在留カード ○住民基本台帳カード（写真付）等 ※上記に加え、住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。
法人のお客さま	名称・本店または主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書 等
	来店された方の氏名・住所・生年月日等	○運転免許証 ○旅券（パスポート） ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康保険証 ○在留カード ○住民基本台帳カード（写真付）等 ※上記に加え、社員証等により法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
	◎事業の内容	○登記事項証明書 ○定款 等
	◎取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
	◎議決権保有比率25%超の方の有無、その方の氏名・住所・生年月日	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。 ※議決権保有比率25%超の方が法人の場合は、その法人の名称および本店や主たる事務所の所在地を確認させていただきます。 ※議決権保有比率50%超の方がいる場合は、その方についてだけ確認させていただきます。 ※一般社団法人等においては、代表者の方の氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。

- ・ 過去に確認させていただいたお客さまについても、取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。
- ・ 特定の国に居住・所在している方との取引等がされる場合は、過去に確認させていただいたお客さまについても、上記事項の再確認をお願いすることがあります。
- ・ お客様に資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ・ 上記事項の確認ができないときは、取引ができない場合があります。
- ・ 確認をさせていただいた上記事項に変更が生じた場合は、お取引のある信用組合までお申し出ください。
- ・ 上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、犯罪による収益の移転防止に関する法律により禁じられております。
- ・ 詳しいことは、信用組合の窓口等にお問い合わせください。

## 反社会的勢力の排除に関する規程について

当組合では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、平成22年5月24日より、普通預金取引をはじめとする各種預金規定やその他の取引の規定等に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（暴力団排除条項）を導入することといたしました。本条項は、預金者や契約のご本人等が暴力団等の反社会的勢力である事が判明するなどした場合には、当組合の判断により契約を解除させていただく事を定めた条項です。

既にお取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合には、解約等の対象となります。また、普通預金、総合口座、無利息型普通預金、当座預金、貸金庫の新規取引を申し込みの際は、お客様が反社会的勢力でないこと等の表明・確約をお願いいたします。本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

## 金融商品取引法

金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保および金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目指し、平成19年9月30日に施行されました。この法整備の具体的な内容は、大きく分けて4つの柱からなっています。

投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制（いわゆる投資サービス法制）の構築

開示制度の充実

取引所の自主規制機能の強化

不公正取引等への厳正な対応

当組合は金融商品取引業者として、行為規制などの法令を遵守し、顧客説明の充実をはかっています。

“きみしん”ではコンプライアンスの遵守と態勢の整備に努めています。

当組合のコンプライアンスについて

君津信用組合の役職員は、信頼され選ばれる金融機関を目指して、コンプライアンスを重視した企業風土の確立に努めております。  
当組合職員が、お客様から現金や証書、通帳などをお預かりする際には、必ず所定の「受取書」（預り証）をお渡ししております。「受取書」の発行がなかったり、メモ等を利用した場合には、下記「君津信用組合お客様相談室」までご連絡ください。

連絡先：きみしんお客様相談室 ☎0438-20-1122

（名刺裏面、コンプライアンスについて）

## キャッシュカードの偽造・盗難被害等に対する補償

「偽造カード及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預金者保護法）が平成 18 年 2 月 10 日から施行されています。

当組合では次のような被害に対する補償を実施しています。

対象カード	補償の対象となる取引
キャッシュカード、 ローンカード	ATMでの預金引出、振込、 総合口座借入、ローンカード借入

### ● 補償内容

カードの種類	補償となる被害	取引の内容		
		お客様に過失がない場合	お客様に過失がある場合	お客様に重大な過失がある場合
キャッシュカード	偽造・盗難	全額補償	75%補償	補償なし
ローンカード	偽造・盗難	最高 50 万円 まで補償	左記又は 75%の低い 額まで補償	補償なし

## あなたの「暗証番号」は、だいじょうぶですか？

### <暗証番号取扱注意事項>

暗証番号は、他人から類推しやすい、生年月日、電話番号、車のナンバー、並び数字などは使用しないでください。

- ① カードや通帳に暗証番号のメモはしないでください。
- ② ゴルフ場のロッカー等セイフティ金庫の暗証番号にキャッシュカードと同じ番号を使うと危険なことがあります。
- ③ 当組合の職員や警察官から電話で暗証番号を尋ねることは一切ありません。  
不審な電話には注意してください。
- ④ ATMの利用明細は、むやみに捨てないでください。
- ⑤ 暗証番号は定期的に変更されることをお勧めします。

注) ATMで変更できますが、万一忘れた場合、本人でも照会できませんのでご注意ください。

# 国税等の払込みは きみしんへ

国税	歳入金
法人税	交通反則金
消費税	国民年金保険料
所得税など	社会保険料など

## 取扱い店舗

本店	袖ヶ浦支店	君津支店
大佐和支店	いわね支店	東太田支店

その他の店舗では取扱店へお取次ぎ致します。

長に手渡した。  
君津市では、同寄付金は寄贈者からの「君津市青少年相談員連絡協議会（鈴木誠会長）における、青少年健全育成に関わる事業に役立てて欲しい」との申し出により贈呈式席上、



「ピーターパン」基金』に積み立てられ、毎年一回、千葉県では県下三信用組合（君津信用組、銚子商工信組、総信組）を通して、県下の子ども達の健全育成や、難病・障害者などを支援する諸団体へ

このクレジットカードを利用すると、利用額の0.5%が信用組合と㈱オリエンションホールから

### 青少年の健全育成へ

「しんくみピーターパン寄付金」とし  
君津信用組合（宮澤義夫理事長）は十八日、君津市役所を訪れ、「しんくみピーターパン寄付金」として、三十九万円を鈴木洋邦市とその家族の心と身体を支援する信用組合独自の社会貢献事業で、都道府県ごとに行われている。

青少年健全育成に関わる事業を支援するため、君津市を通して、『君津市青少年相談員連絡協議会』へ寄付させていただきました。  
左記は、平成26年3月21日付『新千葉新聞』掲載記事、並びに君津市長室での模様です。



寄贈されている。今回君津市地区が対象となり、同協議会に贈られたもの。  
寄贈に対し宮澤理事長は、自らも青少年相談員のOBであることから、同協議会の日頃の活動に敬意を表し挨拶。鈴木会長は今年度、千葉県青少年相談員組織が設立五十周年を迎えていることから、君津市連協として次年度に五十周年記念事業を計画中で、「『君津ふさふさ』子ども達に還元できる事業に有効活用させていただきます」と感謝した。  
贈呈式には宮澤理事長と島田賢二千葉県信託局長、鈴木誠市長、宮澤理事長、島田事務局長、用組合協会事務局長、平柳利一君津信用組合総合企画課長、君津市からは鈴木市長、鈴木会長、武次治幸副市長、本吉貞夫教育長、吉田茂教育部長、濱松和徳生涯学習課長などが出席した。（写真右から鈴木市長、鈴木会長、宮澤理事長、島田事務局長）

## 内国為替取扱実績

件数単位：件 / 額単位：百万円

区 分		平成 24 年度末		平成 25 年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
振込・送金	他の金融機関向け	86,503	50,049	90,235	54,931
	他の金融機関から	119,737	51,111	123,315	58,782
代金取立	他の金融機関向け	8	20	6	6
	他の金融機関から	96	150	85	152

## 当組合の子会社

該当事項なし

## 主要な事業の概要

### 預金業務

- 預金 当座預金、普通預金、通知預金、貯蓄預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、消費税完納準備預金「納くん」、無利息型普通預金「決済用預金」等を取扱っております。

### 貸出業務

- 貸付 手形貸付、証書貸付、当座貸越等を取扱っております。
- 手形の割引 銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

### 有価証券投資業務

- 預金の支払準備及び資金運用のための国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

### 内国為替業務

- 送金為替、振込及び代金取立て等を取扱っております。

### 外国為替業務

- 全国信用協同組合連合会の取次業務として外国為替に関する業務を行っております。
- 外国通貨の両替業務を行っております。

### 付帯業務

- 債務の保証業務又は手形の引受
  - 有価証券の売買等
  - 有価証券の貸付業務
  - 貸金庫業務
  - 代理業務  
全国信用協同組合連合会代理店業務・日本銀行の歳入復代理店業務  
株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫・独立行政法人住宅金融支援機構  
独立行政法人中小企業基盤整備機構・年金資金運用基金・独立行政法人雇用能力開発機構  
独立行政法人福祉医療機構・独立行政法人勤労者退職金共済機構・独立行政法人農林漁業信用基金
  - 個人向け国債の募集
  - 住宅長期火災保険等の損害保険の取扱
  - 一時払終身保険の取扱
  - ビジネスマッチング業務
  - 地方公共団体の公金取扱業務
  - 株式払込金の受入代理業務
- 商品有価証券売買業務・社債受託及び登録業務・金融先物取引等の受託等業務は取扱っておりません。

## 手数料一覧

(消費税含む)

種 類		料 金		
振 込	当組合本店	自店宛	3万円未満 3万円以上	無 料
		他店宛	3万円未満	324円
			3万円以上	540円
		ATM扱	3万円未満	108円
	3万円以上		324円	
	インターネット モバイル扱	3万円未満	108円	
		3万円以上	216円	
	他 行	電信扱	3万円未満	648円
			3万円以上	864円
		文書扱 ATM扱	3万円未満	432円
3万円以上			648円	
インターネット モバイル扱	3万円未満	216円		
	3万円以上	432円		
インターネット バンキング	個人向け		無 料	
	法人向け	照会、振込・振替サービス 上記機能+データ伝送サービス	(月額) 1,080円 (月額) 3,240円	
送 金	本 支 店		432円	
	他 行	電信扱	864円	
		普通扱(送金小切手)	648円	
代 金 取 立	本 支 店	自店宛 他店宛	216円	
		他 行	同一交換所 における手形	即日入金 無 料 預かり(先日付) 216円
	その他地域		至急扱	864円
		普通扱	648円	
その他	振込・送金・取立手形の組戻料、不渡手形返却料、取立手形店頭呈示料		648円	
当座預金	小切手帳 1冊(50枚)		648円	
	約束手形帳 1冊(50枚)		1,080円	
	マル専口座取扱手数料(割賦販売通知書1枚)		3,240円	
	マル専手形(1枚につき)		540円	
自己宛小切手			540円	
カード再発行・通帳証書等再発行			1,080円	
残高証明書 発行手数料	1通	当組合書式	432円	
		定形外	1,080円	
夜 間 金 庫 (年額)			51,840円	
貸金庫利用料	半自動 (年間)	大 25,920円 中 19,440円 小 12,960円		
	全自動 (年間)	大 30,240円 中 22,680円 小 16,200円		
CD・ATM手数料(払戻1回につき)		当組合カード	県内信組	その他
平日18時まで(土曜14時まで)		無 料	無 料	108円
平日18時以降(土曜14時以降)日曜日		無 料	216円	216円
両替手数料		無 料	税 込	1枚~100枚
お客様が持参又は持ち帰りの いずれか多い枚数による。		硬貨および紙幣 数により算出。		324円
				648円
		1000枚毎に324円加算		2001枚以上
集金手数料		週1回 54,000円	税 込	月間手数料
集金契約書の締結条件		週2回 75,600円		
		週3回 97,200円		
		週4回 118,800円		
		週5回 140,400円		

## 業務のご案内

### きみしんの預金

種 類	内 容
自由金利スーパー定期	300万円未満・300万円以上の2種類の高利回りプラン 「定期預金プレミアム・チャンスⅡ」・「チャンス」・「年金定期500」
自由金利大口定期預金	1ヶ月から1,000万円以上の資金運用に最適
財形預金（年金・住宅）	元本550万円まで非課税
期日指定定期預金	自由金利・1年複利計算
変動金利定期預金	金融情勢の変化に応じて6ヶ月ごとに設定利率が変わる
普通預金・貯蓄預金・当座預金・定期積金・納税準備預金・消費税完納準備預金「納くん」・通知預金・譲渡性預金など	

### きみしんのローン

種 類	お使用みち	ご融資金額
住宅ローン	住まいのいちばん 新築・リフォーム「3年、5年、10年固定金利」[変動金利]	6,000万円 以内
カードローン カードローン Web	カード1枚でスピーディーにいつでもお使用みち自由 きみしんPocket・ピンク・アクア・ピンクweb・アラカルト	10万円～300万円 定額返済
ビジネス カードローン	あなたの資金のニーズにお応えします スピーディーな資金調達でご商売をサポート	50万円～300万円 定額返済
フリーローン フリーローンWeb	使用みち自由(事業資金除く) 円ジョイポケット・グッドライフローン(事業資金除く) らくらくローン・フリーローン(事業資金除く) チョイス(事業資金除く) 証貸組替ローン(事業資金除く)	99万円 以内 200万円 以内 300万円 以内 ご利用中の残高以内
スピードローン Web	お使用みち自由(事業資金除く)Webで簡単申込	200万円 以内
マイカーローン	車検費用、修理費用、免許取得費用など	500万円 以内
カーライフローン カーライフローン Web	マイカーの購入(新車・中古車)および車検・修理費など	500万円 以内
教育ローン	各種学校の入学金、授業料、納付金、アパート敷金・礼金	500万円 以内
奨学ローン <sup>°</sup> レミアム	受験費用等受験にかかわる費用、入学金など入学から在学中にかかる費用	500万円 以内
リフォームローン <sup>°</sup> レミアム リフォームサポート <sup>°</sup> レミアム	住宅の増改築	1,000万円 以内
事業性ローン	事業資金(運転・設備)、無担保、無保証人 ビジネスエース・ビジネスパートナーズ・ビジネスローン	500万円 以内
TKC経営者ローン	事業資金(運転、設備)、無担保、無保証人	1,000万円以内
税理士関与先向け ビジネスローン	事業資金(運転、設備)、無担保、無保証人	1,000万円以内
信用保証協会提携融資	事業資金(運転、設備)〈無担保、法人代表者以外保証人不要〉 ダッシュ5000、スパート3000、アクティブ1000	5,000万円以内 3,000万円以内1,000万円以内
一般融資	手形貸付・手形(でんさい)割引・証書貸付・当座貸越	お気軽にご相談下さい。
公的融資	独立行政法人住宅金融支援機構「フラット35」・独立行政法人福祉医療機構・県制度・市制度・株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫	

## きみしんのサービス

種 類	内 容
年金・共済自動受取	公的年金・各種共済年金の自動受取
給 与 振 込	給料・ボーナスがお勤め先から直接口座に振込
公 共 料 金	電気料・電話料・NHK・水道料・ガス料金自動支払
内 国 為 替	全国の金融機関へ振込
外 国 通 貨 両 替	ドル交換
ニュービジネスクラブ	企業の情報提供、人脈交流、サクセスネット(情報提供サービスの利用)
IC・キャッシュカード	安全性を重視したICキャッシュカードの新規発行を無料化対応
A T M 指 静 脈 認 証	五井支店 ATM に安全を重視した指静脈認証を取り入れました。
デ ビ ッ ト カ ー ド	キャッシュカードで、デビットカード加盟店にて買い物ができます。
全国キャッシュサービス	全国の提携金融機関および郵便局、コンビニ、JR 東日本 ATM で「きみしん」カードをご利用できます。
でんさいネット	ペーパーレスで手続きラクラク、搬送代を削減し印紙税も非課税、支払手段を効率化できます。
しんくみお得ネット	全国の提携信用組合間での CD・ATM 利用手数料が無料となります。
インターネットバンキング・モバイルバンキング	振込・振替業務、取引明細照会業務・月額基本手数料無料
法人インターネットバンキング	個人事業主様、法人様に対応。大量のお振込みが一括で処理できます。オフィスから簡単操作で取引明細照会や税金等各種料金の払込可。
パ'イ - 各種料金払込サービス	税金や各種公共料金等の各種料金をインターネットから払込ができます。
パ'イ - 口座振替受付サービス	口座振替の手続きを印鑑なしでキャッシュカードだけで行なえます。
労働保険料等の口座振替	継続事業、単独有期事業、一般拠出金に係る保険料の口座振替納付ができます。
国 税 等 の 払 込 目 録 復 査 代 理 店	本店・袖ヶ浦支店・君津支店・大佐和支店・いわね支店・東太田支店にて国税や交通反則金の納付が、その他の店舗では取次ができます。
国 税 タ'イ レ ク ト 納 付	電子納税 e-Tax によりパソコンで納付ができます。
貸 金 庫	簡単操作のプライベート金庫
国 債 の 窓 口 販 売	個人向け国債の窓口販売
保 険 窓 口 販 売	長期火災保険、債務返済支援保険、年金払積立傷害保険、個人年金保険、医療総合保険、終身保険の窓口販売

その他に、外国為替業務(取次業務)、有価証券の貸付業務、債務の保証業務、地方公共団体の公金取扱業務、株式払込金の受入業務を取扱っております。

### ☆ますます便利に☆

#### 当組合ATMは365日稼動

君津信用組合のATMは365日稼動いたします。

平日	8:00~21:00
土曜・日曜・祝日	9:00~17:00

#### セブン銀行ATMで24時間お取り扱い

君津信用組合のキャッシュカードおよびローンカードは、

 セブン銀行 ATMで24時間お取り扱い出来ます。

#### 全国の提携信用組合のATM利用手数料が無料

全国の提携信用組合(110信用組合)のATM利用手数料が下記の時間帯にて無料になります。



平日	8:45~18:00の出金
土曜	9:00~14:00の出金

## 地域密着型金融の取組の状況

### 1. 地域貢献に関する経営姿勢

君津信用組合は地元の中⼩零細企業者や、住民の皆様が組合員となってお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。

中⼩零細企業者や住民一人々の顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、常に顧客（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本とし「金融を通じて地域社会に奉仕する」を経営方針としております。

また、地域社会の一員として当組合の経営資源を活用し地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

### 2. 金融を通じた地域貢献

当組合の経営理念「金融を通じて地域社会に奉仕する」を基本とする経営方針にて営業活動を行っております。

本年度においては、中⼩零細企業をめぐる厳しい金融経済環境に鑑み、事業者の資金繰り支援のため、「プロパー融資」「千葉県信用保証協会付融資」を積極的に推進することにより、中⼩零細企業者への事業資金の融資に力を入れて参りました。また、千葉県や地元市町村の県制度・市町村制度融資を積極的に利用推進することにより、地域の中⼩零細企業者の皆様に対しまして、創業・新事業支援資金ならびに長期安定した事業資金の融資に努めました。さらに、融資商品開発ならびにリニューアルを行うことにより、地域の皆様のニーズにお応えできるよう改善を図っております。

#### 【26年3月末までの貸出実績】

①県・市町村制度融資 317件 2,104百万円	②個人ローン 住宅ローン 663百万円 消費者ローン 1,322百万円
※事業性融資新規実行額 1,396百万円 うち、プロパー融資 893百万円 保証協会付融資 428百万円	

#### 貸出先数・金額（26年3月31日）

単位：百万円

区 分	先 数	金 額	うち設備資金	うち運転資金
事業者	1,777	28,597	12,103	16,494
個人	8,136	40,466	32,144	8,321
（内住宅ローン）	—	（18,341）	—	—
（内消費者ローン）	—	（6,065）	—	—
地方公共団体	6	1,268	329	939
合 計	9,919	70,332	44,577	25,754

### 3. その他のサービス活動

#### （1）なの花会（年金友の会）

- ・なの花会は、当組合で年金を受取っている方の親睦と充実した生活のお手伝いをするため昭和59年から順次、全店で組織化され、会員数は現在8,283人（26年2月末現在）となっております。
  - ・会員の皆様の楽しいふれあいの場として、旅行、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、カラオケ、生け花、舞踊等を行っております。
- カラオケについては、お気軽にご利用いただけるように全支店（中央・富津・鋸南除く）

- に通信カラオケ DAM を設置しています、収納曲数 50,000 曲、是非ご利用ください。
- ・グラウンド・ゴルフは、各店での大会に加え、毎年 10 月に全店大会を実施しています。
  - ・店ごとの企画で、日帰りあるいは一泊の「なの花会旅行」を実施しております。
- 詳しくは、お近くの営業店にお問い合わせください。

(2) きみしんニュービジネスクラブ

会員の皆様に㈱ベンチャーリンク及び千葉県産業情報ヘッドラインのビジネス情報を提供しております。また、定期的に情報誌をお届けしております。

その他企業経営をサポートする「サクセスネット」に登録しておりますので、新たなビジネスチャンスのきっかけにご利用ください。 〈詳しくは窓口まで〉

(3) 一般情報提供

- ・情報誌「ボンビバーン」の提供  
「暮らしのしくいきいき」のサブタイトルどおり、旅行・年金・税金・健康等の暮らしに必要な情報を提供しています。

(4) ホームページ

URL [【http://kimishin.jp/】](http://kimishin.jp/)

- ・各種サービスのご案内など、きみしんの情報満載です。ぜひご覧ください。

(5) お客様相談室

お客様からのご要望にお応えするため「お客様相談室」を設置しております。信用組合業務に関してお困りのことや、当組合へのご意見、ご希望がございましたら遠慮なくお申し出ください。

**電話番号 0438-20-1122** 受付時間 平日 午前 9:00 より午後 5:00

また、匿名でのご意見等は各店窓口に「お客様ご意見箱」を用意しております、ご利用ください。

(6) 文化的、社会的貢献活動 《地域貢献プログラム》

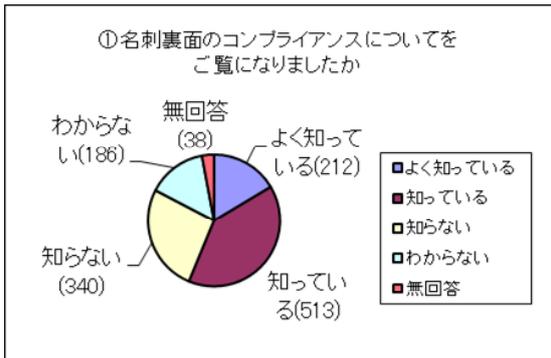
- ・後援している「かずさジュニアオーケストラ」の定期演奏会が開催されました。  
平成 25 年 8 月 25 日 会場 かずさアカデミアホール (観客数 600 名)
- ・「しんくみの日週間」 献血運動実施  
平成 25 年 9 月 19 日 参加者 お客様・役職員 合計 38 名
- ・第 11 回きみしん「なの花会」グラウンド・ゴルフ大会 10 月 6 日 選手 206 名参加
- ・第 34 回海外旅行「音楽の都ウィーンとドナウの真珠ブダペスト 6 日間」10 月実施
- ・館山市「高齢者見守り事業協力に関する協定」締結 平成 25 年 11 月 15 日
- ・きみしんチャリティー文化事業 2013 「藤原紀香チャリティー講演会・写真展」  
平成 25 年 11 月 17 日 会場 木更津市民会館大ホール、イオンモール木更津朝日ノースコート (延観客数 1,524 名)
- ・「南房総市高齢者見守りネットワーク事業」に関する協定締結 平成 25 年 11 月 22 日
- ・「きみつ少年少女合唱団」定期演奏会後援 平成 25 年 12 月 22 日 君津市民文化ホール
- ・「君津市青少年相談員連絡協議会」へ寄付 平成 26 年 3 月 18 日

(7) お客様アンケートの実施

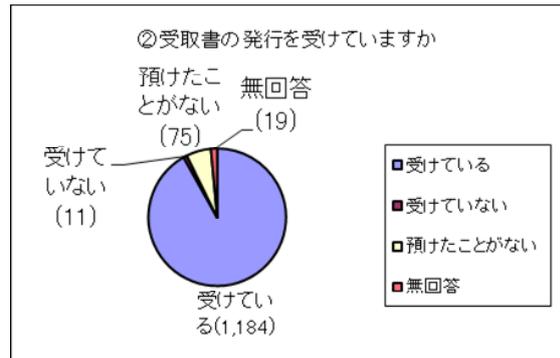
お客様が、日頃感じている“きみしん”へのご意見・ご要望等について広くお伺いし、その結果を今後の組合経営に活かすことで (54 頁をご参照ください)、より一層お客様にご満足いただくことを目的として、お客様アンケートを実施しました。お取引いただいているお客様 3,000 名を対象として、うち 1,289 名にご回答いただきました (回答率 42.97%)。

本アンケート調査の結果を下記に開示するとともに、ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。なお、“きみしん”では、お客様からのご意見・ご要望を真摯に受けとめ、更に便利に快適にご利用いただけますよう改善に努めてまいります。

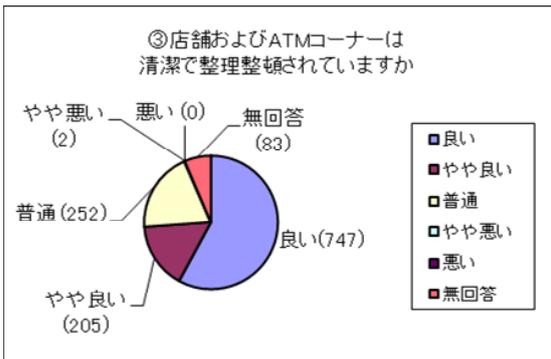
また、本年度も「お客様アンケート」を実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。



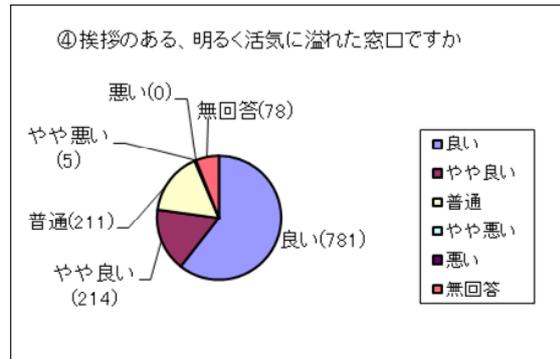
・68%の認識率でした。(無回答、わからない除く) 更に高めるよう努めます。



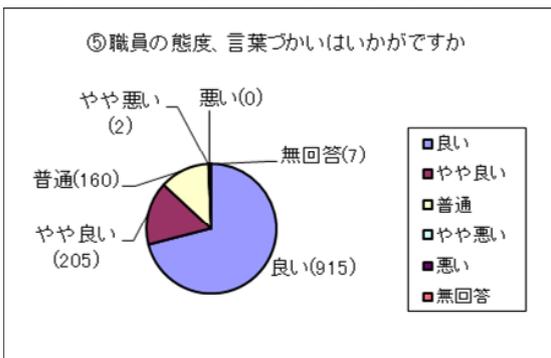
・99%超の高い結果でした。(無回答、預けたことがない除く)



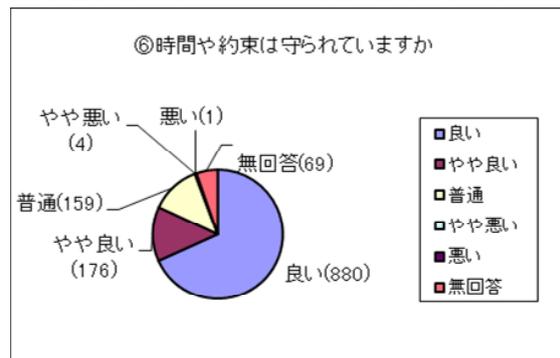
・良い、やや良いが79%、普通を含めると99%の高い比率でした。(無回答除く)



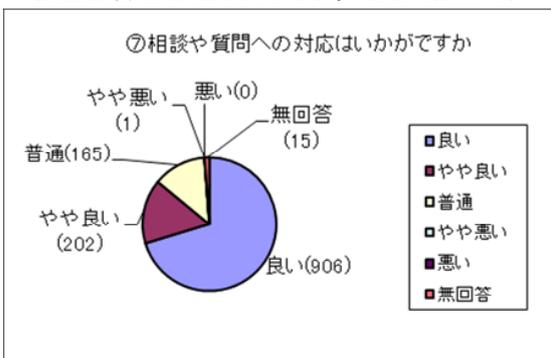
・良い、やや良いが82%の高い比率でした。普通を含めると99%です。(無回答除く)



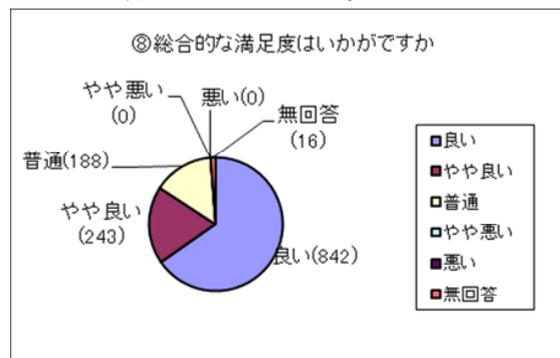
・良い、やや良いが87%の高い比率でした。普通を含めると99%です。(無回答除く)



・良い、やや良いが87%の高い比率でした。普通を含めると99%です。(無回答除く)



・良い、やや良いが87%の高い比率でした。普通を含めると99%です。(無回答除く)



・良い、やや良いが85%の高い比率でした。普通を含めると100%です。(無回答除く)

## 第 52 期通常総代会のご報告

平成 26 年 6 月 30 日午前 10：30 より本店 4 階大ホールにて、第 52 期通常総代会が開催され下記の議案が説明、審議を経て承認されましたことをご報告いたします。



### 議決事項

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| 第 1 号議案 | 第 52 期 剰余金処分案承認の件      |
| 第 2 号議案 | 第 53 期事業計画並びに予算案承認の件   |
| 第 3 号議案 | 役員（理事及び監事）の任期満了に伴う改選の件 |
| 第 4 号議案 | 退任役員退職慰労金支給の件          |
| 第 5 号議案 | 定款の一部変更の件              |
| 第 6 号議案 | 組合員除名の件                |

## 総代会の仕組みと役割

### ・総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員 27,729 名（平成 26 年 3 月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

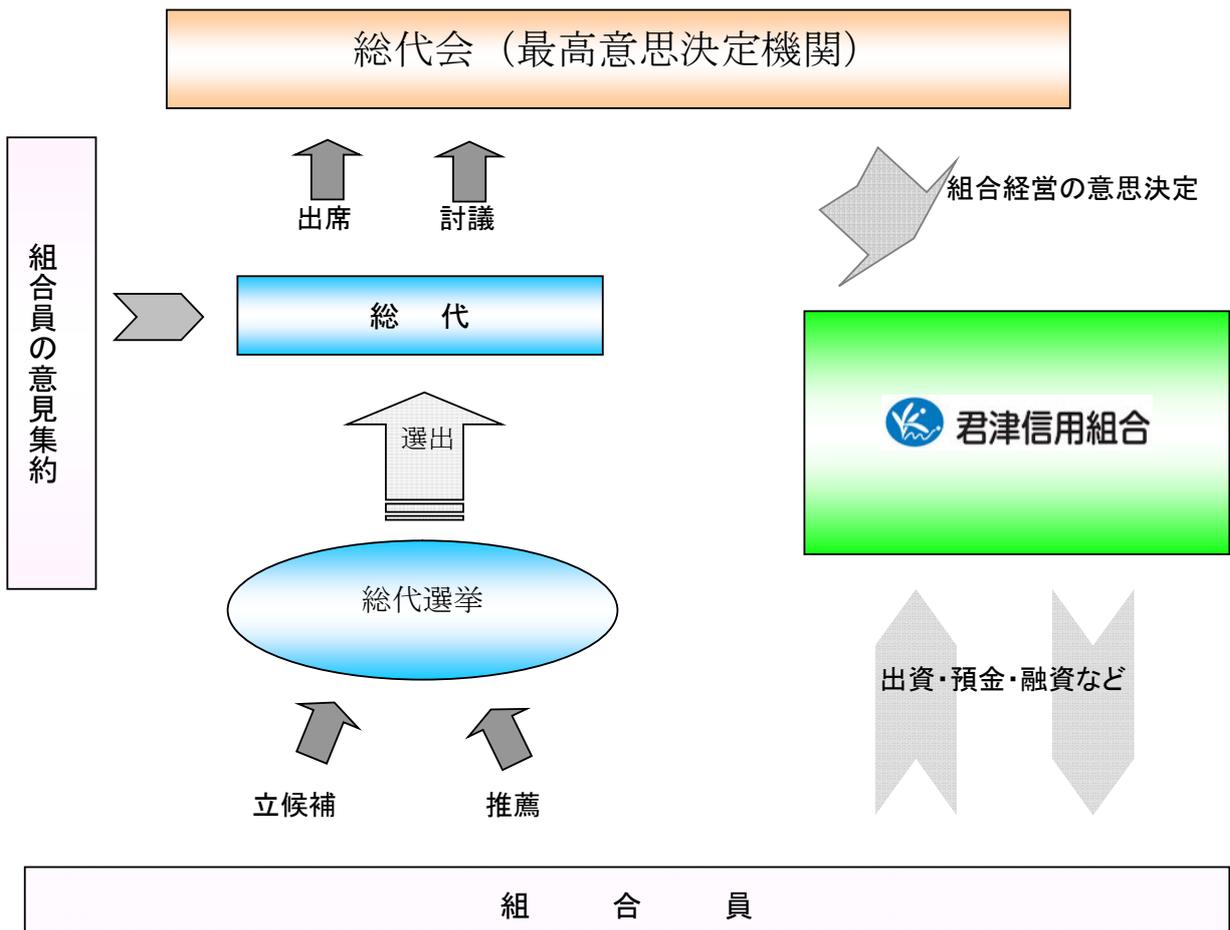
総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

### ・総代の任期と定数等

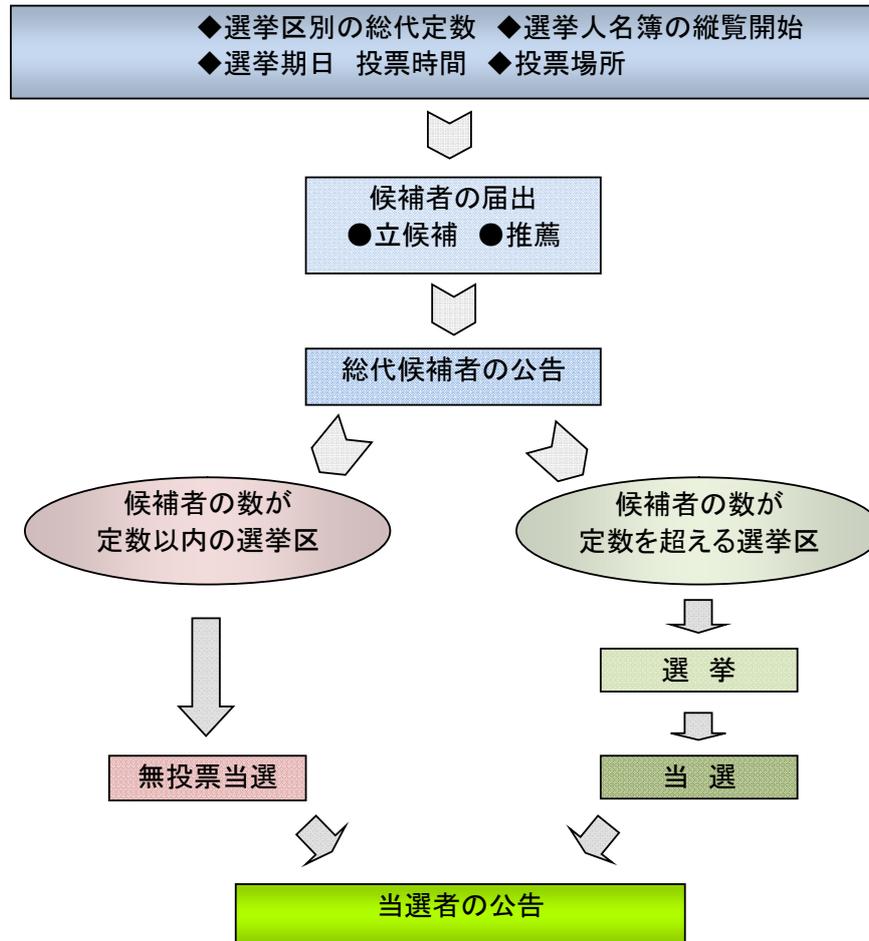
任期は3年です。当組合では、定款第27条の定めにより総代を選挙により選ぶこととしており、総代の定数は100人以上130人以内としています。総代の選出方法は総代選挙規程に定められ、営業地区を6つの選挙区に分けて、組合員の中から選挙により選ばれております。

現在の総代は125名で任期は平成25年4月1日～28年3月31日までとなっております。

## 総代会制度の仕組み



## 総代選挙までの手続き



## 利用者の声を踏まえて経営改善を行った事項

### 改善項目

- ① 日本銀行歳入復代理店として、国税等の窓口取扱ができるようになりました。  
お客様の利便性の向上を第一の目的として、長年の懸案事項でありました国税等の窓口収納が平成 26 年 2 月 3 日より開始されました。歳入復代理店は、本店・袖ヶ浦支店・君津支店・大佐和支店・いわね支店・東太田支店です。その他の店舗は取次ぎ店です。
- ② 伝票記入で分かりづらい箇所の記入例を記帳台に大きく表示しました。
- ③ お客様に快適にご利用いただくため、ロビーやカウンター、ATMコーナーなどの整理・整備状況を職員が定期的に巡回チェックしております。この項目にエアコンの温度調整を加えるとともに再徹底しました。
- ④ 中央支店の入り口脇に自転車を止めやすくしました。

※今後も、店頭設置の「お客様ご意見箱」、お客様相談室、電話や電子メール、アンケート調査、役職員による日々の訪問活動等を通して、組合員の皆様の意見を経営活動に反映させるよう努めて参ります。

## 総代のご紹介

総数 125名（平成26年7月30日現在）敬称略

(第一地区 42名)	(第二地区 17名)	(第三地区 25名)	(第四地区 24名)	(第五地区 4名)	(第六地区 13名)
青木 一	石塚 貴雄	青木 孝行	在原 誠	池田 善久	市野 義之
石村 比呂美	大野 峻	雨笠 利久	池田 和陽	里見 吉英	石川 光則
井管 清志	尾形 敏夫	雨笠 正昭	岡田 實	高橋 功	池田 要太郎
磯部 君男	大野 達弥	青木 龍一	勝田 文典	三宅 邦弘	上山 立男
石渡 正明	北見 洋司	石井 時久	勝畑 元宏		熊澤 伸
石渡 泰彦	剣持 義明	石渡 鋼	児玉 浩正		佐久間 清
飯田 明	佐藤 光一郎	池田 敏	齊藤 良充		佐野 義雄
飯嶋 和明	坂井 正視	井本 義孝	齋藤 克己		白幡 賢
大森 裕資	三幣 薫久	榎本 一角	進藤 秀世		角田 吉夫
織本 富之	鈴木 芳夫	大野 幸男	進藤 武		平田 哲平
大津 幸男	戸波 亮	鹿嶋 克美	鈴木 仙之		望月 昇
勝畑 竹俊	錦織 勝男	加藤 雄一郎	鈴木 庸夫		安田 信之
萱野 文雄	保坂 秀	刈込 八束	鶴岡 満		渡辺 章
北見 一幸	松田 芳己	楠 幸雄	露崎 信夫		
國吉 俊夫	松崎 哲也	見本 泰作	津田 範彦		
古泉 多嘉夫	森 弘男	白石 幸久	内藤 芳夫		
小島 國利	和田 宏視	鈴木 裕士	中山 博夫		
近藤 雅文		中山 秀夫	並木 耕一		
齊藤 儀平		錦織 好郎	正岡 英希		
齊藤 卓		平野 勝利	増田 秀夫		
佐久間 誠増		平野 忠男	御園 生栄次		
白石 光重		平野 照和	矢田 高裕		
庄司 基晴		藤倉 均	吉田 浩幸		
鈴木 克己		森田 博司	渡邊 薫		
須田 忠充		渡辺 務			
武内 佐一郎					
武井 千尋					
出口 康博					
豊田 文智					
富所 勝善					
林 健一					
平井 譲二					
平戸 誠一					
平野 民子					
松田 紀道					
前田 利弥					
水野 幾雄					
宮寺 弘正					
山村 俊哉					
山岡 邦彦					
若林 一					
渡邊 元貴					

## 役員等の報酬体系

### 1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。 a. 決定方法 b. 支払時期

#### (2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	59	110
監 事	11	20
合 計	71	130

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事11名、監事3名です（退任役員を含む。）。

注3. 上記以外に支払った役員退職慰勞金は理事92百万円、役員賞与金はありません。

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

### 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

## 地域貢献プログラム



かずさジュニアオーケストラ  
定期演奏会

きみつ少年少女合唱団  
クリスマスコンサート



しんくみの日週間  
献血運動

ピーターパンこども基金  
君津市青少年相談員連絡協議会へ寄付  
【44 頁の関連記事をご覧ください】





な の 花 会  
グラウンド・ゴルフ大会

第34回きみしん海外旅行  
音楽の都ウィーンとドナウの真珠ブダペスト6日間



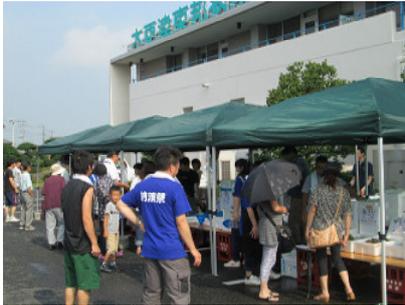
きみしんチャリティー文化事業 2013  
「藤原紀香チャリティー講演会・写真展」



## ボランティア活動

「少しでもお役に立てればと 地域の活動のお手伝いをしています」





## 振り込み詐欺防止への取り組み

“きみしん”では

# その振り込み、待った！

を合い言葉に 振り込み詐欺被害の防止に努めています。

ポスターやチラシ、ATM コーナーや窓口での積極的な声かけによる注意喚起に努めています。また、お客様に気付いて頂くツールとして「振り込み詐欺防止チェックシート」での確認をお願いしています。このような活動により、平成 25 年度は、3 件の振り込み詐欺を未然に阻止することができました。



平川支店 (25 年 6 月)



君津支店 (25 年 9 月)



平川支店 (26 年 3 月)



いつもずっとあなたのそばに